

頌栄短期大学 自己点検・評価報告書

平成 26(2014)年 12 月

はじめに

このたび、平成 25 年度の自己点検・評価報告書を刊行できますことを嬉しく思います。本学は、平成 26 年に創立 125 周年を迎えました。1889（明治 22）年にアニー・ライオン・ハウによって創設された頌栄保育伝習所は、1935 年に教科内容を整備して頌栄保育専攻学校と改称、さらに 1950 年には新学制により頌栄短期大学に昇格しましたが、創立以来 125 年間キリスト教精神に基づく保育者養成を途切れることなく続けてきました。平成 26 年はその節目の年に当たり、数年前より計画・整備が進められてきました記念式典の実施と記念誌の発行を行いました。それは教職員をはじめ関係者一同が建学の精神を確認しつつ、あらためて本学のおかれている現状の把握、分析、改善策を考えるよい機会になったと思います。

さて平成 25 年度を総括致しますと、①本学としては初の経験となる相互評価を大阪キリスト教短期大学との間で実施しました。それによる学びは大きく、教職員全体にとって非常に大きな良い刺激になりました。②自己点検・評価委員会を部長会を包括する形で新体制として整え、規程改訂の議論を開始させると共に、部署を超えた諸課題の検討にも取りかかることができました。③短期大学基準協会が示す自己点検・評価報告書の形式が変更となって以来、今回が二度目の作成となりました。多忙のなかではありますが、自己点検・評価の視点とプロセスを、日々の教育研究活動に組み入れることも一定程度定着してきたと考えられます（授業評価アンケート等）。④ほぼすべての卒業生による資格免許の取得や高い就職率を誇っている本学ですが、今後はより明確な形で教育の質や学習成果について説明責任を果たすことが不可欠であると改めて確認しました。⑤自己点検・評価活動をもとに、平成 26 年度現在「学習成果」について議論の場を設置する等、大学全体としての課題改善を図っています。

ついで次年度に向けての課題については、①次年度は第三者評価を短期大学基準協会から受けることになっています。それに向けて今回の自己点検・評価のプロセスと結果を大いに活用しつつ、平成 26 年度も努力を続けているところです。②本学の良さを大切にしつつ、明らかになった課題については、解決と改革に向けてアクションを起こしていく決意です。③創立 125 周年の記念式典の開催および記念誌の発行を良い機会とし、展望をもって計画・実践をしていきます。

以上、今後もより深められた自己点検・評価活動に継続して取り組み、将来を見誤ることなく短期大学としての使命を力強く果たしていきたいと心しています。

平成 26 年 12 月

頌栄短期大学
学長 服部 祥子

目 次

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価報告書の概要	14
3. 自己点検・評価の組織と活動	15
4. 提出資料・備付資料一覧	17
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	21
基準Ⅰ－A 建学の精神	21
基準Ⅰ－B 教育の効果	23
基準Ⅰ－C 自己点検・評価	27
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	29
基準Ⅱ－A 教育課程	30
基準Ⅱ－B 学生支援	35
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	42
基準Ⅲ－A 人的資源	42
基準Ⅲ－B 物的資源	46
基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	48
基準Ⅲ－D 財的資源	49
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	51
基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ	52
基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ	54
基準Ⅳ－C ガバナンス	56
【選択的評価基準1. 教養教育の取り組みについて】	59
【選択的評価基準2. 職業教育の取り組みについて】	60
【選択的評価基準3. 地域貢献の取り組みについて】	61

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、頌栄短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 26 年 12 月 1 日

理事長

酒井 哲雄

学長

服部 祥子

ALO

吉岡 洋子

1.自己点検・評価の基礎資料

(1)学校法人及び短期大学の沿革

明治 22 年 (1889 年)	日本で最初のキリスト教主義の保母養成校として、頌栄保母伝習所を創設 (神戸市中央区中山手通)
明治 22 年 (1889 年)	頌栄幼稚園を開設
明治 41 年 (1908 年)	兵庫県から幼稚園保母無試験検定の認可
昭和 10 年 (1935 年)	頌栄保育専攻学校に改組
昭和 17 年 (1942 年)	財団法人頌栄保育学院を設立
昭和 25 年 (1950 年)	頌栄短期大学の設置認可、保育科設置。入学定員 60 名
昭和 26 年 (1951 年)	財団法人を廃し、学校法人頌栄保育学院を設置
昭和 28 年 (1953 年)	厚生大臣から保母資格試験の科目免除校の指定
昭和 33 年 (1958 年)	頌栄短期大学専攻科 (修業年限 1 年) を設置認可
昭和 39 年 (1964 年)	厚生大臣から保母養成所の認可 (児童福祉施行令規程による)
昭和 52 年 (1977 年)	短期大学、幼稚園ともに新校地 (神戸市東灘区御影山手 1 丁目) に移転を決定
昭和 54 年 (1979 年)	学校法人頌栄保育学院の位置変更の認可。短期大学移転
昭和 55 年 (1980 年)	幼稚園移転。短期大学の入学定員 60 名を 100 名に変更
平成 元年 (1989 年)	創立 100 周年記念式典を挙げる
平成 3 年 (1991 年)	頌栄人間福祉専門学校開設
平成 6 年 (1994 年)	頌栄短期大学専攻科 (保育専攻) を学位授与機構が認定
平成 12 年 (2000 年)	専攻科 (保育専攻、修業年限 1 年) を廃し、学位授与機構認定の頌栄短期大学専攻科 (保育専攻、修業年限 2 年) を設置
平成 18 年 (2006 年)	短期大学の入学定員 100 名を 150 名に変更
平成 21 年 (2009 年)	頌栄人間福祉専門学校閉校

(2)学校法人の概要

表 1 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数、設置学校等
平成 26 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
頌栄短期大学 (保育科)	神戸市東灘区御影山手 1 丁目 18 番 1 号	150	300	312
頌栄短期大学 (専攻科)	同上	20	40	2
頌栄幼稚園	同上		100	130

(3)学校法人・短期大学の組織図

頌栄短期大学

専任教員数 15、非常勤教員数 54、教員以外の専任職員数 12、

頌栄短期大学

②学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

表 2 入学生の出身地別人数及び割合

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
兵庫県	154	98.1%	121	100.0%	154	98.7%	153	97.5%	156	99.4%
大阪府	1	0.6%					1	0.6%	1	0.6%
島根県					1	0.6%				
岡山県					1	0.6%				
高知県	1	0.6%					1	0.6%		
愛媛県	1	0.6%								
愛知県										
和歌山県							1	0.6%		
新潟県							1	0.6%		

- [注意] 短期大学の実態に即して地域を区分する。
 この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
 第三者評価を受ける前年度の平成 25 年度を起点に過去 5 年間

③地域社会のニーズ

神戸市内には大学 20 校、短期大学 5 校があり、東灘区には頌栄短期大学以外に甲南大学、甲南女子大学、神戸薬科大学、神戸国際大学、神戸大学（海事科学部）がある。平成 25 年度の学校基本調査によれば神戸市は大学数で東京都区部、京都市に次いで 3 番目に多く、人口に占める学生数の割合は東京都区部、京都市、福岡市に次いで 4 番目に高くなっている。地域社会の大学に対する期待も大きく、平成 5 年に策定された新・神戸市基本構想でも、学術・技術に関する創造・発信の核として、また生涯学習の場としての機能を高めることが計画されている。その構想の中で平成 23 年に策定された神戸 2015 ビジョンでは、4 つのテーマ、くらしをまもる、いのちをまもる、あらたな活力を生み出す、産業を活性化する、のそれぞれにおいて、大学が調査研究・助言、教育を行うことにより、市民や事業者や行政と協働し参画に取り組むことが期待されている。本学は、神戸市東灘区と地域連携協力に関する協定書を締結し、地域の子育てを応援する取組の中で子育てサポートネットワークに参画している。また兵庫県内の子育て支援に関連する大学の集まりである兵庫地域子育て支援大学間連絡協議会の一員である。

④地域社会の産業の状況

神戸経済は幕末の開港以来、神戸港とともに発展し、特に戦後は、造船、鉄鋼などの重厚長大産業、港に近い立地を生かした食料品、ゴム製品などの製造業が発展した。また、港町の風土に根ざしたファッション産業（ケミカルシューズ、洋菓子、アパレル、酒造業など）が発展し、神戸の都市イメージの形成に影響を与えている。

近年は、サービス業など第 3 次産業の割合が高く、中でも運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業は大都市比較においても特に高いという特徴がある。域内生産額の 66.3%が第 3 次産業で生産され、従業者数の 83.3%が第 3 次産業に従事している。景気は持ち直しつつあるが、厳しい雇用環境が続いている(市制ガイド神戸、H25 年度兵庫県内産業構造分析報告書による)。

⑤短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

表 3 改善を要する事項への対策と成果

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
実施された授業アンケートは、毎年集計して冊子にし、授業改善に役立てることが望まれる。	授業評価アンケートの結果は、担当教員に返して授業改善に繋げる形態をとってきた。平成 25 年度は他校例も参照しながら議論を行い、平成 26 年度にワーキングチーム（授業評価アンケート）を立ち上げて具体的に審議することを決定した。	アンケート結果の集約と冊子化には至っていないが、自己点検・FD委員会また教授会でアンケートのあり方を継続的に議論し、問題意識が十分共有されるようになった。また、平成 26 年度には具体的に改善策（少なくとも冊子化）に着手することが決定している。
教員の資質向上のための教育、研究などの実質的支援や助手、副手、補助職員などの配置の検討が望まれる。	平成 25 年度は、実習関係で現場経験の豊富な 2 名の非常勤教員を新たに配置した。1 名は実習委員会所属の非常勤講師で、実習指導や実習関連科目の実質的支援に入る他、学生相談にも積極的に担った。同時に、客員教授として招聘した幼稚園園長経験者 1 名が、保育科・専攻科の実習関係で指導を担った。	左記の通り実習関連の非常勤教員の追加配置により、特に実習担当教員にとって現場の視点をより深く共有する形で資質向上が図られた。また、実習指導での実質的支援充実も一つの背景となり、実習担当教員らによる共同研究が開始され、研究面でも成果が出ている。
授業科目の特性により、単位認定の評価基準を一定化することは困難であるが、授業科目間での大きなばらつき、差異については検討が望まれる。	翌年度のシラバス原稿を各担当教員に依頼する際、文部科学省からの指導も含め評価にばらつきの出ないような方向性を目指して伝えている。また提出されたシラバス原稿は学務課でチェックを行っている（例．出席点は評価としない）。	各担当教員のシラバス執筆の際、以前より、科目の目的・到達目標等の記載のあり方に工夫と配慮がなされ、評価方法も意識化されている。科目間のばらつきは残された課題だが、改善の方向にある。

頌栄短期大学

<p>学生の個人情報の取り扱いについて、規定が未整備であるため、学生支援のための個人情報の保管・保護に関することも含めて、規定化することが望まれる。立地条件上、学生が生活に必要な物品の購入や設備の貸出を学内で行える配慮をすることが望まれる。</p>	<p>個人情報の保管・保護の見地から、平成 22 年度に規定化した。学生の物品購入等については、平成 25 年度の相互評価を大きな契機として、自己点検・FD 委員会でも議論を開始した。平成 26 年度にはワーキングチーム（食堂・購買部）を発足させることを決定した。</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する規程は円滑に運用され、課題は生じていない。教育環境整備は、施設検討委員会を中心に体系的・具体的な検討が継続的に進められている。購買部に関しては、平成 26 年度以降ワーキングチームで具体的な改善策を提案していく方向が定まっている。</p>
<p>研究費支出に関する規定（支出手続きなど）が整備されていないため、将来的に整備を行うことが望まれる。若手教員の育成には恒常的にポリシーを持つて行う必要がある。</p>	<p>公的研究費については、平成 21 年度に規定化を行った。ただし、学内の個人研究費については、小規模校で教員数も少ないため規定化されていない。運用に特に支障は生じておらず、教員各自が運用の幅をもって研究活動にあたっている現状である。</p>	<p>公的研究費は、整備された規定に基づき円滑に運用されている。個人研究費の規定化は、平成 26 年度の例規集改訂作業のなかで検討課題の一つとする。</p>
<p>専門教育科目の総合演習の充実を図っているが、ボランティア活動の目的、自発性や動機づけにも配慮することが望まれる。</p>	<p>ボランティア活動は、子どもに触れることでの専門的学びの深化に加え、進路支援の立場からも推進している。特に夏期休暇中のボランティア活動は、目的や心構えを適切に考える機会をもった上で、進路支援室が仲介する形をとっている。総合学習との関連は廃止し、平成 24 年度より希望者による活動と位置付けている。</p>	<p>左記の通り、ボランティアは現在、学生の自発性に委ねているが、特に卒業年度の学生の多くが主に夏期休暇中に活動している。実習とは異なる立場で保育現場を経験し子どもと関わることは、実践経験の積み重ね、キャリア教育、また進路選択の手がかりの一つとして等、複数の側面から成果が得られている。</p>

① 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
改善すべき課題の明確化	各部署・委員会での各年度のふり返りは例年実施しているが、個々の教職員レベルでのふり返し・評価が存	教職員各自が、年度のふり返しと次年度への抱負を明確化することで意識向上が図られると共に、業務分掌

頌栄短期大学

	在しないことを課題とし、教職員各自のふり返りを書面で学長へ提出することを決定した（3月）。	上の課題も浮き彫りとなり、今後の組織的課題解決の糸口にもなった。教員にとっては、研究業績を意識する機会としても有意義であった。さらに、学長が教職員全体の状況を簡潔に理解することで、リーダーシップを発揮するための一助となった。
研究費支出に限らず、規程の全般的な改訂	各部署・委員会に対して、関連する規程の点検と改訂案提出を、年間を通じて依頼した。	既存の規程の一部の改訂案が提案・承認された他、不足している規程も明らかになった。組織全体の大きな課題として教職員に共有され、次年度に継続的に取り組むこととなった。
各部署・委員会の範疇を超えた諸課題についての検討	各部署・委員会で例年指摘されつつも、組織全体で共有し解決策を練る必要がある課題の提示を、全教職員に依頼し、初の教職員会（2月）を実施した。	規程改訂を含め、各部署・委員会の範疇を超えた具体的な諸課題の内容と共に、組織全体のマネジメントや構想・方針の明確化が一層求められることが教職員に共有された。今後、様々な形での課題改善の取り組みに活かされると期待できる。

- ② 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし

(6) 学生データ

表4 ①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
保育科	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	121	156	157	157	159	
	入学定員充足率 (%)	81	104	105	105	106	

頌栄短期大学

	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	272	278	313	312	322	
	収容定員 充足率 (%)	91	93	104	104	107	
専攻科 (保育専攻)	入学定員	20	20	20	20	20	
	入学者数	12	12	7	13	12	
	入学定員 充足率 (%)	60	60	35	65	60	
	収容定員	40	40	40	40	40	
	在籍者数	21	22	20	23	24	
	収容定員 充足率 (%)	53	55	50	58	60	

※ 下記②～⑥について、学科・専攻ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成 25 年度を
起点とした過去 5 年間のデータを示す。

表 5 ②卒業生数 (人) *専攻科は修了者数

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
保育科	134	148	118	149	146
専攻科	11	7	9	10	9

表 6 ③退学者数 (人)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
保育科	8	3	3	8	3
専攻科	0	3	0	0	2

表 7 ④休学者数 (人)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
保育科	1	0	2	4	3
専攻科	0	0	0	1	1

表 8 ⑤就職者数 (人)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
保育科	118	122	111	133	132
専攻科	11	10	8	10	9

表 9 ⑥進学者数 (人)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
保育科	13	13	7	13	11
専攻科	0	0	0	0	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

表 10 ①教員組織の概要 (人)

平成 25 (2013) 年 5 月 1 日現在

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数 [イ]	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 [ロ]	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
保育科	6	6	3		15	10		3			
専攻科											
(小計)	4	7	3		15	10		3		54	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 [ロ]							3	1			
(合計)						13		4			

表 11 ②教員以外の職員の概要 (人)

	専任	兼任	計
事務職員	10		10
技術職員			
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	2		2
その他の職員			
計	12		12

表 12 ③校地等 (㎡)

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	在籍学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
	校地等	校舎敷地	5,482			5,482	4,900	16.1
運動場用地		8,421			8,421		24.8	
小計		13,908			13,908		40.9	
その他		13,698			13,698		40.2	
合計		27,601			27,601		81.2	

頌栄短期大学

表 13 ④校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考 (共有の状況等)
校舎	7,622			7,622	5,650	

表 14 ⑤教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
14	4	12	2	0

表 15 ⑥専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
15

表 16 ⑦図書

学科・専攻課程	図書 [うち外国書]	学術雑誌 [うち外国書] (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル [うち外国書]			
保育科 ・専攻科	99,439 [5,317]	102 [39]		3,282	*注 1	0

注 1. 機械・器具 パソコン 8 点、DVD プレーヤー 2 点

表 17 ⑦設備

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	392 (事務室除)	52	70,860
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	2,081	なし	

(8) 短期大学の情報の公表について

表 18 ①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	教育の目的は、学生便覧の「学則」第 1 条に記載。ディプロマ・ポリシー (学位授与方針) 及びカリキュラム・ポリシーも学生便覧に記載。三つのポリシーは HP にも掲載。

頌栄短期大学

2	教育研究上の基本組織に関すること	学生便覧の「学則」に一部記載。詳細はHPに掲載。
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	教員の組織と数は学生便覧に記載。教員の学位・業績はHPに掲載。
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	アドミッション・ポリシーは入学案内への記載とHPへ掲載。収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関することは、HPに掲載。学生数や進路に関する人数等は、広報誌などでしこにも掲載。
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	授業科目は学生便覧の「履修要領」に詳しく記載、授業の方法・内容・計画については授業計画・授業内容（シラバス）に記載。共にHPにPDFで掲載。
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること	学生便覧の「学則」に記載し、それをPDFでHPにも掲載。短期大学の学修の成果に係る評価については学則第24条、卒業要件と認定はそれぞれ学則第25条26条、学位授与は27条、免許等取得については28条に定めている。同様の内容に関して、専攻科については、学則第43条～48条に定めている。
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	大学案内、学生便覧に記載。HPに掲載。
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	募集要項に記載。HPに掲載。
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生便覧に記載。HPに掲載。

[注] ウェブサイトで公表している場合は、URLを記載してください。

表 19 ②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	HPに掲載。広報誌などでしこに記載。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果

本学では、建学の精神に基づき、教育目的・目標とともに学習成果を示している。保育科の学習成果は、マクロな視点では短期大学士（保育学）の学位取得と保育士資格取得及び幼稚園教諭二種免許状取得である。そして、保育者にふさわしい豊かな人間性とより高い専門性の獲得を、大学機関として求める学習成果とみなしている。また、ミクロな視点では、個々の授業科目で設定される学習成果がある。カリキュラム・ツリーで見通しを立てた上で、日常の授業科目ごとの成果と査定をより明確化してそ

頌栄短期大学

れを着実に積み重ねること、さらに本学の建学の精神を基盤とする教育を通じて、学習成果の向上・充実を図っている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育

該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況

公的資金については、頌栄短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程及び別表公的研究費執行手続きを基に、適正に管理運用しており問題は生じていない。また、責任体制・行動規範・不正防止計画等の公的研究費に係る適正な管理体制について、一層の確立を目指している。

(12) 理事会・評議員会ごとの開催状況(23年度～25年度)

区分	開催日時		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況	
	定員	現員 (a)		開催時間	出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)		意思表示出席者数
理事会	8-16	人	人	平成23年5月26日	人	%	人	
		14	14	14:00 ~ 17:00	12	85.7	0	1/2
		人	人	平成23年9月7日				
		14	14	17:00 ~ 17:20	8	57.1	5	0/2
		人	人	平成23年9月29日				
		14	14	15:00 ~ 17:00	11	78.6	2	1/2
		人	人	平成23年12月12日				
		13	13	16:00 ~ 18:00	10	76.9	2	1/2
		人	人	平成24年3月19日				
		13	13	16:00 ~ 18:00	11	84.6	2	2/2
		人	人	平成24年5月24日				
		13	13	14:00 ~ 16:00	10	76.9	3	1/2
		人	人	平成24年9月24日				
		12	12	15:00 ~ 17:00	8	66.7	4	2/2
		人	人	平成24年12月12日				
12	12	16:00 ~ 18:00	10	83.3	2	1/2		
人	人	平成25年3月21日						
12	12	16:00 ~ 18:00	11	91.7	1	1/2		
人	人	平成25年5月28日						
12	12	15:00 ~ 17:00	9	75.0	3	2/2		
人	人	平成25年9月25日						
12	12	15:00 ~ 17:00	11	91.7	1	1/2		
人	人	平成25年12月11日						
12	12	16:00 ~ 18:30	8	66.7	3	1/2		
人	人	平成26年3月20日						
12	12	16:00 ~ 18:00	11	91.7	1	2/2		

頌栄短期大学

区分	開催日時の状況		開催年月日	出席者数等			監事の	
	定員	現員 (a)	開催時間	出席評議員数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	出席状況	
評議員会	人	人	平成23年5月26日					
	17-33	29	人	14:00 ~ 17:00	18	62.1	10	1/2
		28	人	14:00 ~ 16:00	14	50.0	14	1/2
		29	人	14:00 ~ 16:00	18	62.1	11	1/2
		27	人	16:00 ~ 18:00	15	55.6	10	1/2
		27	人	14:00 ~ 16:00	18	66.7	9	1/2
		27	人	14:00 ~ 16:00	16	59.3	10	1/2
		26	人	15:00 ~ 17:00	13	50.0	8	2/2
		26	人	14:00 ~ 16:00	16	61.5	8	1/2
		26	人	14:00 ~ 16:00	17	65.4	8	2/2

(13) その他
特になし

2. 自己点検・評価報告書の概要

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

本学は創立当初から、建学の精神としてキリスト教精神による教育を掲げており、平成 26 年度の 125 周年記念に向けた取り組みの中で改めてその継承を確認している。建学の精神は、主に礼拝や行事、キリスト教関連科目を通じて学生に十分伝えられ、豊かな人間性の育成に活かされている。また、建学の精神にもとづく保育者養成教育により、入学者のほぼ全員が保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得し、保育者就職希望者は就職率 100%という成果を継続して得ている。各授業科目の学習成果の積み重ねによる教育効果があり、教育の質が保証されていると捉えられる。ただし、学習成果測定の方法論は未確立であり、早急の対応が必要である。平成 25 年度の相互評価は、諸課題を明確化し改善策の検討を促進させる貴重な機会となった。今後、組織全体としての課題解決の仕組みを模索しつつ、個別課題への対応を実施していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

教育課程については、学習成果と対応するポリシーを学内外に明示すると共に、カリキュラム・ツリーで学びの全体像を把握できる形を有している。その上で、教育課程を多角的・具体的に検討するため、平成 25 年度よりカリキュラム委員会を拡大的に組織し、学習成果を得るための教育課程のあり方の議論を重ねている。シラバスに関しても、記載内容の改善が明確に進んでおり、学生の学習成果獲得に活かされている。教職員間で、自己点検・評価の意識が浸透してきたことが、様々な場面で発揮されつつある。一方で学生支援については例年通り、学習支援・生活支援・進路支援ともに、担当部署の事務職員の働きと、グループ担当教員を中心とする個別的で丁寧な対応・指導が、密接な連携により実施されている。今後の課題として、教育課程の組織的 point 検に関する機会の設定、シラバスの point 検や学習成果査定への対策向上、があげられる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

三つのポリシーにもとづく学習成果が獲得できるよう、教職員という人的資源および施設設備等の物的資源が有効に整えられ、管理されている。平成 25 年度には、PC のセキュリティ対策強化、学生主体で学びやすい環境の大教室の新設工事等を実施した。こうした取り組みにより、学生また教職員にとっての教育研究環境が向上しつつある。ただし、日常的な教育活動や学内業務が過大で、教員が研究時間確保に困難を抱えている点は明白な課題である。小規模校として一定限られた人的・財的資源を最大限有効に生かすために、組織的なマネジメント向上を図ることが不可欠である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

理事長、学長が、それぞれ理事会また教授会を運営している。学院の大きな節目である創立 125 周年に向けた準備を進め、リーダーシップを発揮しガバナンスを機能させるべく取り組んできた。今後、より戦略的かつ具体的に将来の展望を描き、解決すべき諸課題に具体的に対策を講じることが求められる。

3. 自己点検・評価の組織と活動

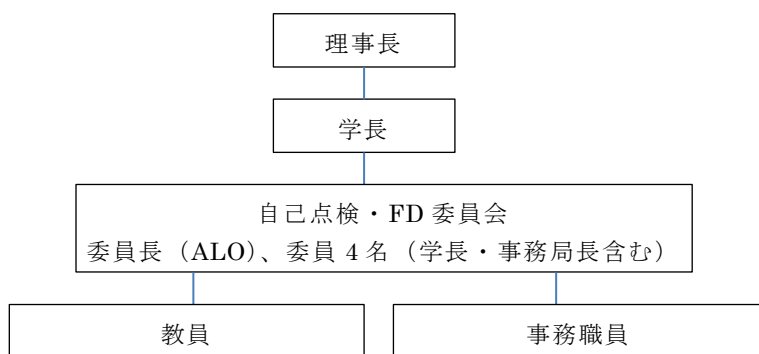
①自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では、事務局及び教員から計5名が委員となり、自己点検・評価委員会を構成している。平成25年度自己点検・FD委員会委員：吉岡洋子（委員長・ALO）、阿部恩（学長）、谷本月子（図書館長）、藤井道雄（事務局長）、松本潤一郎（総務課員）

*本委員会の名称は、平成25年度まで「自己点検・FD委員会」であったが、平成26年4月より「自己点検・評価委員会」に変更された。

②自己点検・評価の組織図

図3 自己点検・評価の組織図（平成25年度）



③組織が機能していることの記述

本学の自己点検・FD委員会は、第三者評価を含む短期大学の自己点検と評価に関することを担う組織として位置づけられている。毎月の教授会で自己点検・評価活動の進捗状況を報告し、教員全体で情報共有や意見交換を行う体制を有している。職員については、事務局長を中心に主に事務職員会にて必要な情報共有を行っている。

委員会が例年担当している主要な活動は、①学期末の授業評価アンケート、②各年度の自己点検・評価報告書作成、である。また、③FD活動の一環としての非常勤教員懇談会、は学務課が中心で実施されているが本委員会も連携している。平成25年度は、自己点検・FD委員会が中核となり、大阪キリスト教短期大学との相互評価を無事に実施して、大きな学びを得た。こうした一連の自己点検・評価活動を通して、例規集改訂や組織体制作りを含め、多くの課題を明確に示すことができた。特に、部署を超えた課題への対処が不可欠であるとの認識が生まれ、平成25年度末には初めて教職員全体会を開催し、全教職員に課題を募り集約する試みを行った。

相互評価の経験を経て、また平成27年度の第三者評価受審に向けて、平成25年度末には次年度の本委員会組織体制についても協議した。その結果、平成26年度は委員会の名称変更、構成員の変更（部長会メンバーが包括される形）をもっての始動に繋がった。また、平成25年度中に蓄積した議論の結果として、平成26年度は複数の新たな取り組みに着手することを決定した。具体的には、教職員の個人評価（ふりかえり）の実施、委員会の下でのワーキングチーム設置、授業相互参観の実施等である。

上記の通り、本学において当委員会が十分機能し、全学的な自己点検・評価活動が遂行されているといえる。

④ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

- 平成 26 年 3 月 臨時教授会にて、平成 26 年度以降も「自己点検・評価報告書」及び「事業報告書」の二本立てで報告書を作成する方向性を共有
- 平成 26 年 4 月 平成 26 年度第 1 回自己点検・評価委員会にて、今年度の報告書の執筆分担を決定
- 平成 26 年 5 月 平成 26 年度第 2 回自己点検・評価委員会
- 平成 26 年 6 月 平成 26 年度第 3 回自己点検・評価委員会
- 平成 26 年 6 月 第一次原稿締切（6 月末）
- 平成 26 年 7 月 平成 26 年度第 4 回自己点検・評価委員会
- 平成 26 年 7 月 第二次原稿締切
- 平成 26 年 8 月 原稿集約と全体の統合作業
- 平成 26 年 9 月 平成 26 年度第 5 回自己点検・評価委員会
- 平成 26 年 9 月 臨時教授会にて、平成 27 年度の第三者評価受審に向けて課題共有とその対応についての検討
- 平成 26 年 10 月 平成 26 年度第 6 回自己点検・評価委員会、原稿校正
- 平成 26 年 10 月 原稿の最終的な統合と校正作業
- 平成 26 年 12 月 平成 26 年度自己点検・評価報告書発行、同時に平成 26 年度事業報告書発行

4. 提出資料・備付資料一覧

(1) 記述の根拠となる資料等一覧

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	◎	
創立記念、周年誌等		○
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	◎	
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	◎	
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	◎	
過去3年間に行った自己点検・評価に係る報告書等		○
第三者評価以外の外部評価についての印刷物		○
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	◎	
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	◎	
入学者受け入れ方針に関する印刷物	◎	
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 ■ 教員名、担当授業科目、専門研究分野	◎	
シラバス	◎	
単位認定の状況表 ■ 自己点検・評価実施の前年度の平成25年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について		○
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物		○
B 学生支援		
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	◎	
学生支援の満足度についての調査結果		○
就職先からの卒業生に対する評価結果		○
卒業生アンケートの調査結果		○
短期大学案内・募集要項・入学願書 ■ 外部評価実施年度の平成26年度及び平成25年度の2年分	◎	
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等		○
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等		○
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料		○

頌栄短期大学

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
学生支援のための学生の個人情報記録する様式		○
進路一覧表等の実績についての印刷物 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
GPA等成績分布		○
学生による授業評価票及びその評価結果		○
社会人受け入れについての印刷物等		○
海外留学希望者に向けた印刷物等		特になし
FD活動の記録		○
SD活動の記録		○
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
教員の個人調書 専任教員：教員履歴書、過去5年間の業績調書 非常勤教員：過去5年間の業績調書（担当授業科目に関係する主な業績） ■ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照		○
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
専任教員等の年齢構成表 ■ 第三者評価実施年度の平成25年5月1日現在		○
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
研究紀要・論文集 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 外部評価実施年度の平成26年5月1日現在		○
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等		○
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等		○
C 技術的資源		
学内LANの敷設状況		○
マルチメディア教室、コンピューター教室等の配置図		○
D 財的資源		
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年）」[書式1]、「貸借対照表の概要（過去3年）」[書式2]、「財務状況調べ」[書式3]及び「キャッシュフロー計算書」[書式4]	◎	

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
資金収支計算書・消費収支計算書 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）	◎	
貸借対照表 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）	◎	
中・長期の財務計画	◎	
事業報告書 ■ 過去1年分（平成25年度）	◎	
事業計画書／予算書 ■ 第三者評価実施年度の平成26年度	◎	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等		○
財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
教育研究経費の表 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書		○
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）		○
理事会議事録 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
寄附行為	◎	
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準 財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程 教学関係 学則、学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨		○

頌栄短期大学

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
学舎給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程		
B 学長のリーダーシップ		
学長の履歴書・業績調書		○
教授会議事録 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
委員会等の議事録 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
C ガバナンス		
監事の監査状況 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
評議員会議事録 ■ 過去3年間（平成25年度～平成23年度）		○
選択的評価基準		
選択的評価基準1～3を実施する場合 ■ 自己点検・評価の根拠となる資料・データは備付資料とする。 ■ 資料・データ一覧を様式5に記載する。 ■ 複数の基準を選択する場合は基準ごとにまとめて記載する。		○

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

基準 I-A 建学の精神

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

1889（明治 22）年の創立当初から、キリスト教の精神による教育が本学の建学の精神であり今日も変わらない。また、平成 26 年度に創立 125 周年を迎えるにあたり、理事会の下に設置された 125 周年プロジェクト委員会を中心に準備を進めている。そのなかで、現在の建学の精神を継承し、保育科単科の短期大学として保育者養成に邁進し、子供に仕え、保護者に仕え、地域・社会に仕える精神を、今後も堅持することを確認してきた。

建学の精神は、学生便覧と HP で明示しており、入学式・卒業式、毎週 2 回の礼拝、キリスト教研修会、オリエンテーション等を通して、学生に周知徹底され定期的に確認されている。教職員間でも、職員祈禱会や行事等を通じて十分共有されている。キリスト教関連の行事を通じて、地域に対しても表明されている。また、本学の建学の精神がキリスト教の精神に立脚していることから、学生は授業を通して建学の精神を学ぶ機会も多く有している。キリスト教関連の 3 科目「キリスト教学」「キリスト教人間学」「キリスト教保育」が必修である他、「総合演習」（2013 年度生までの卒業必修科目。建学の精神、創立者ハウの保育理念やフレーベルの生涯と保育思想についての学びを含む内容）は全教員で担当し、充実を図っている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

建学の精神は確立されており、建学の精神を学び共有するために多様な機会を設定しているが、個々の取り組みについては課題もあり、自ら点検の機会をもち改善を図っている。礼拝に関しては、卒業前の学生全員を対象とするアンケート「本音で書こう」により評価をしつつ、チャペル・トークの会という奨励担当者の振り返りの会を毎年度末に開催して次年度に繋げており、これを継続していく。現在、礼拝時の学生の態度が課題であるが、礼拝の持ち方についても具体的な改善策を立てる必要がある。キリスト教関連科目では、学生による授業評価アンケートで各担当教員の授業の見直しに繋げており、引き続きそのフィードバックをシラバスに反映していく。総合演習は、「人間の尊厳性」をテーマに据えた建学の精神と深く繋がる科目であるが、様々な内容を盛り込んだためにテーマの一貫性が見えにくい部分も生じていた。カリキュラム全体のなかでの位置づけを議論した結果、平成 26 年度以降は新設する別科目において建学の精神にもとづく教育の充実を図ることとなった。

基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、その創立が摂津第一基督公会（現・日本キリスト教団神戸教会）の女性らを中心に協議・設立され、創立当初からキリスト教の精神による教育がその建学の精神である。それは 125 周年を迎える今日も変わらない。この建学の精神にもとづく教育の効果を目指すために、理事長および学長はキリスト教信者であることとのコード

が課せられており、頌栄保育学院に宗教主事（学院付牧師、短期大学宗教部長兼務）を配置している。その建学の精神は学生便覧と HP 上で明示しており、学内外に明示されている。

学生に対しては、特別な機会として入学式および卒業式での学長式辞、理事長・院長祝辞を聴くほか、入学時の宗教部オリエンテーションで建学の精神を解説し、カリキュラム構成図の根幹部分に当たるものであることを周知徹底している。その他に建学の精神を学ぶ機会としては、毎週火曜日・水曜日の全学生参加の礼拝（各 30 分）、1 年次に行う春季研修会（1 泊 2 日）、全学生参加の秋季キリスト教研修会（2 日間。90 分の講演を 2 回と、近隣のキリスト教会の牧師を指導者として招きグループ協議を実施）、キリスト教教会歴にもとづく年間 6 回の特別礼拝（40 分）がある。

さらに、キリスト教関連の 3 科目「キリスト教学」「キリスト教人間学」「キリスト教保育」を必修とし、「総合演習」（卒業必修、建学の精神、創立者ハウの保育理念やフレーベルについての学びを含む内容）を全教員担当の形で展開・充実を図っており、授業科目を通して建学の精神は学生に共有されている。

教職員を含む学内全体でも、年間行事や日常的な礼拝等を通じて、建学の精神は共有され定期的に確認されている。毎週月曜日朝 8:45 からは学長・宗教主事を含めた職員祈祷会を行い、建学の精神を確認している。学内の一掲示板には礼拝奨励に用いられた聖句を毎週掲載し、建学の精神への喚起を促している。また、地域に開かれたクリスマスの夕べ等の行事は、近隣住民に対して教育理念・理想を示す機会となっている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学は平成 26 年に創立 125 年を迎えるにあたり、平成 21 年度より理事会の下に 125 周年プロジェクト委員会を設置して準備を進めている。そのなかで、現在の建学の精神を継承し、保育科単科の短期大学として保育者養成に邁進し、子供に仕え、保護者に仕え、地域・社会に仕える精神を今後も堅持することを確認してきた。しかし同時に、社会情勢の大きな変化、特に保育行政の大きな改革が進められるなかで、時代に即応し、変えるべきものは変えていく勇気と、変えてはならないものを大切にする精神を持ち、建学の精神とその理念を教育していく努力が今後求められる。また、建学の精神を学ぶために多様な機会を設定しているが、個々の取り組みについては課題もあり、全学生参加の礼拝では学生の態度が課題である。その他にも授業内外で建学の精神を学ぶ機会は多いものの、その解釈についての理解には差があると思われ、今後は建学の精神の共有について確認する機会を設けたり、学内で意見収集の機会をもったりすることも望まれる。

基準 I-B 教育の効果

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

教育目的・目標は確立されており、建学の精神に基づく教育目標や三つのポリシーは、学生便覧や大学案内等に分かりやすく明示している。保育科の教育目標は、建学の精神にあるキリスト教主義教育を基底とした豊かな人間性とより高い専門性を身につけた幼稚園教諭と保育士を育成し、社会の進展に貢献するよき社会人として送り出すことであり、この目標に向かってより具体的な目標や成果が設定され、教育の質を保証する取り組みを進めている。

マクロな視点での学習成果は、保育科単科の短期大学である本学の場合、短期大学士（保育学）の学位取得と保育士資格取得及び幼稚園教諭二種免許状取得、専攻科においては学士（教育学）の学位取得と幼稚園教諭一種免許状取得である。入学者のほぼ全員が資格・免許を取得している。ミクロな視点の学習成果については、近年、各教員の共通認識を強く図ったことから、シラバスの記述内容が大幅に改められ、個々の授業科目において教育目的・目標がより明確に示されるようになり、量的・質的な学習成果の把握が以前より容易になった。建学の精神と直接関わる教育の目標設定や成果の確認は、授業以外でも大いに取り組んでいる。礼拝では、学生からのフィードバックの他、奨励担当教員（キリスト教信者）全員が毎年度末に1年の振り返りと新年度に向けての準備の時をもち、教育の効果に繋げる取り組みとしている。

教育の質の保証については、情報共有と法令順守に努めている。また、授業評価アンケート実施等で教育の質を査定する取り組みをしているが、内容・方法は今後も検討の余地がある。授業改善に活かせるアンケートの活用も課題である。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

建学の精神にもとづく教育目標を定めているが、学習成果や知識技術の獲得に関して、建学の精神との繋がりが分かりにくい部分もあり、検討課題である。各科目レベルに留まらず、カリキュラム委員会を中心に、今後学科全体としてより明確で具体的な目標や成果を示すことができるか可能性を探る必要がある。

また、建学の精神の具現化としての授業の量的・質的学習成果の可視化をさらに進めるために、各教員のシラバスが量的・質的学習成果を示したものになっているかどうかを点検する仕組みを構築していくよう努める。量的・質的学習成果の両方をデータとして示しているかどうかを、学務部長などの責任者が点検・把握しておく仕組みを全学的に構築し、カリキュラム委員会や自己点検・FD委員会と連携して、具体的取り組みに着手することが求められる。そして学生にも、学習成果や授業改善の内容を示せるよう検討していく。

教育の質の保証については、法令や答申等教育に関連する情報は提供されているが、更なる周知徹底を図っていく。各期末に実施している「学生による授業評価(アンケート)」は授業改善に活用されているが、フィードバックは各科目担当者レベルに留まっており、毎年全体で集計し公表する形として次年度より整えていく。

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

保育科・専攻科ごとに、建学の精神に基づき教育目的・目標を設定し、学生便覧や大学案内への記載、HP への掲載で学内外に表明している。保育科の教育目標は、建学の精神にあるキリスト教精神による教育を基底とした豊かな人間性とより高い専門性を身につけた幼稚園教諭と保育士を育成し、社会の進展に貢献するよき社会人として送り出すこととし、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)として明らかにしている。教育目的は学則第1条に規定されており、教育目標と併せて学生便覧に示している。各授業科目とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーがどのように繋がっているかの確認が容易になるよう、平成20年度からはカリキュラム・ツリーにより整合性・具体性をもたせ学生便覧に示している。授業以外でも、オープンキャンパスや高校訪問、進路ガイダンス等の場で、教育目的・教育目標について参加者に分かりやすく説明している。入学者に対しては、入学時のオリエンテーション、学長講話、グループ担当者によるグループアワーの際に周知し、理解を促進している。

授業科目担当者は、授業の中で到達目標を示し、学習成果について言及している。平成22年2月に保育士養成新教育課程が告示されて以来、カリキュラム委員会を持ち、各科目の教育目的・目標を検討、点検している。平成25年度は、カリキュラム全体を見直す中で、保育科では音楽および表現系の科目について大きな改編を行い平成26度開講を迎える。さらに「総合演習Ⅰ・Ⅱ」として本学独自に開講してきた科目は、次年度入学生より次の2つの科目に取って代わることとなった。1つ目は「基礎演習」で、保育者に求められる力の基礎を養うため、そして高校での学びと大学での学びをつなぐ科目として設定した。2つ目は「頌栄学」で、建学の精神を学ぶ科目である。また、専攻科では、より専門性を高める科目の開設について議論した。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在、建学の精神にもとづく教育目標を定め、カリキュラム全体についてカリキュラム委員会で検討・点検をしているが、具体的な量的・質的学習成果を示すことや、知識、技術の獲得に関しての目標については、建学の精神との直接の繋がりが分かりにくい部分もあり、検討課題である。今後は、より明確で具体的な学習成果を示せるものへと、教育目標も改善していくことが可能かを検討していく必要がある。授業計画・授業内容(シラバス)には、授業の到達目標、成績評価基準、授業外の学習方法等、必要な事項を示すことになっているが、全ての授業科目についての点検が出来ていないため、記載内容が不十分な授業科目も見られる。

授業計画・授業内容(シラバス)を詳細に点検していく体制を構築して、毎回の授業の中で到達目標が示され、量的・質的データとして可視化できる学習成果とあわせて確認できるようにすることが課題である。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

建学の精神に基づき、教育目的・目標とともに学習成果を示している。本学での学習成果は、マクロな視点からは、保育科においては短期大学士（保育学）の学位取得と保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状取得であり、専攻科においては学士（教育学）の学位取得と幼稚園教諭一種免許状取得である。免許・資格の取得者数は、学習成果のひとつとして卒業判定の教授会で報告はしているが、HP や大学案内、同窓会誌「なでしこ」には、資格を活かした就職者数の公表のみで取得者数は公表していない。

ミクロな視点からの学習成果は、個々の授業科目における学習成果である。個々の学習成果を検討するために、平成 24 年度より、授業計画・授業内容（シラバス）には、「授業の到達目標及びテーマ」を明確に記述し、「授業時間外の学習方法」、「評価方法」を具体的に記述するなど改善を加え、求められる量的・質的学習成果を確認しやすくした。また、授業の到達目標及びテーマをより具体的に学生の側に立って記述すること、授業時間外の学習方法の詳述、評価方法の記載内容の検討など改善を加えた。学習成果は、毎年のシラバス作成時、前期・後期の授業開始時、学期末・年度末の成績評価時に可能な限り可視化に努め、多くの教員が定期的に点検している。また、授業科目担当者は、授業の中で到達目標を示し学習成果について言及している。

授業形態「講義」の授業科目に関する量的学習成果は、小テスト、レポート、定期試験等の評価結果として可視化できている。授業形態「演習」の授業科目の量的学習成果の可視化には、教員間の評価方法の違い等ではばらつきが見られる。授業形態「実技」の授業科目の量的学習成果は、実技試験の評価結果として、可視化が出来ている。科目のなかで「総合演習」については、春季・秋季キリスト教研修会でのグループ討議や講演聴講、VTR 視聴を踏まえた課題を課し、レポートをすべてグループ担当教員が評価し、教育効果を確認することとしている。

授業形態「実習」の授業科目の量的学習成果は、各実習園による評価と事前事後指導における課題提出を併せた総合的な評価を行っており、可視化は出来ている。特に実習後は、自己評価と園評価のレーダーチャートによる自己のふり返りの徹底化を図っている。ただし、実習園からの評価は、基準が定められているわけではなく、園によって評価の仕方、得点にばらつきがあり、妥当な評価と言えるかどうかは検討の余地がある。

質的学習成果を確認する作業は、方法論が定かではなく余り進んでいない現状である。学生の受講態度、出欠状況等の質的学習成果については、毎年 1 回行われる専任教員と非常勤教員との懇談会のなかで情報交換を行い、教員間で情報の共有に努め、非常勤教員からも情報が入るようになっている。学習成果が著しく不十分な学生に関しては、学務部教員とグループ担当教員が面談を行い、状況の改善に努めている。

礼拝については毎回出席カードで出欠を確認し、感想カードも用いて成果を確認している。加えて、卒業時に「本音で書こう」と題したアンケートを実施して集計を行い、建学の精神の教育効果の評価に繋げている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

授業計画・授業内容（シラバス）のなかで評価の方法や学習成果を規定し、授業評

働を行っている。しかし、保育科・専攻科ごとの教育目標やポリシーとより明確に関連づけて学習成果を示すことが容易になるよう、教育目標やポリシーの点検を実施し、より詳細なものとしていく必要がある。学生がシラバスを見た際に、教員間、授業科目間で差が生じないように、教員が共通理解を持ってシラバスを作成することが改善すべき課題となる。また、毎回の授業、授業科目単位、教育課程全体の各レベルそれぞれで学習成果を可視化できるようにし、点検評価する仕組みを構築すると同時に、学内外に公表できるようにしていく必要がある。

学習成果について現状では、各科目の担当者レベルの取り組みに留まっている点が多く、大学全体として授業計画・授業内容(シラバス)の内容を点検する体制が不十分である。量的学習成果については、従来の試験、レポート等で可視化ができていたが、質的学習成果については査定の基準が定まって居らず、可視化が困難な場合も多く見受けられた。今後、学科全体のレベルで一層、学習成果の測定方法と明示のあり方を、具体的に検討することが課題である。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

学校教育法、短期大学設置基準、教員、保育士養成等に関わる法令、公文書等の制定・改正について教授会等で資料を提示し、情報を共有して法令遵守に努めている。教育課程に関する研修会等には、代表の教員が参加し、全教員に報告を行っている。

授業科目担当者は、「授業計画・授業内容(シラバス)」に各授業科目の評価の方法と評価基準を示し(P)、シラバスに沿った授業を実施後、試験、レポート、実技試験等により成績評価を実施(D)し、「学生による授業評価(アンケート)」(C)をもとに次年度の授業の改善(A)を行っている。授業終了時に実施する「学生による授業評価(アンケート)」の結果は、学習成果を焦点とする査定を行う際に大いに活用されている。

また、本学は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得を目指しているのも、それぞれに求められる授業内容や基準に基づき国家試験のレベルを意識した授業科目が実施され、ひいては専門性を活かした就職に明確な形で繋がっている。それが一つの教育の質の証であるといえるが、個々の教育活動の質について厳格な査定が実施されているとは言い切れない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

法令遵守については、内容が理解されていても実践に繋がらない場合がないように、全教員で意識を共有する機会を増やす必要がある。また、研修会、学会等で得た情報・知識を活用するためにも、研究活動参加の意欲を喚起し、研修会に参加しやすい環境作りも考慮しなければならない。

教育の質の査定方法の一つとして、毎学期末に実施している「学生による授業評価(アンケート)」があるが、アンケート項目の変更は近年しておらず、結果は教員個人に返されるのみで、授業改善の状況の全学的な把握はできていない。平成21年度には、自己点検・FD委員会、キリスト教・基礎教養、教育・福祉・心理系・保育内容系、保育技能系、保育系と分類しての集計・分析を実施したが、毎年全体で集計し公表する形には至っていない。授業評価アンケートの「調査項目の点検・改善、フィードバ

ックについて」は早急に改善すべき課題であり、次年度には改革を実施することを決定している。

また、PDCA サイクルについても、全体で把握する仕組みが整っていないため、授業科目担当者によるばらつきがみられ、十分に情報共有しているとはいえない。平成 20 年度にカリキュラム・ツリーに整合性・具体性を持たせたことにより、授業科目内容の重複や手薄な部分がないかや、各授業科目とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの繋がりを確認することが可能になった。今後は学科全体としての科目編成や授業内容の改善に活用することが期待される。

基準 I - C 自己点検・評価

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

頌栄保育学院例規集内の内規(83-1)において、自己点検・FD 委員会は、第三者評価を含む短期大学の自己点検と評価に関することを担う組織として位置づけられている。主たる自己点検・評価活動としては、毎年自己点検・評価報告書の作成・公表、各学期末の授業評価アンケート(学生・教員対象)、学年末の非常勤教員との懇談会開催がある。自己点検・FD 委員会は、こうした一連の活動を実施しており、小規模校であるがゆえに教職員間での日常的な意見交換が活発であることは、本学の特性であり、今後も継続していくことが望ましい。

しかし組織的な自己点検・評価活動という意味では、意識共有も取り組みも不十分な面が大きかったことは事実である。この課題を十分にふまえ、平成 25 年度から新たな形での組織的な自己点検・評価活動を始動させるべく、平成 24 年度末に体制を整えた。新基準にあわせた自己点検・評価の実施(本報告書作成)、および平成 25 年度の相互評価実施を機に、今日不可欠とされるより客観的な指標やデータにもとづく自己点検・評価活動を展開するべく、平成 25 年度から改めて改善方法を模索している段階といえる。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

自己点検・FD 委員会は組織的に位置づけられているが、活動・事業内容は規程で明確に定められておらず、委員会名称も規程上(自己点検委員会)と通称(自己点検・FD 委員会)が混在している。この改善のため、自己点検評価活動の内容を規程として具体的に明示することをはじめ、平成 25 年度中に関連する規程を改訂する。

また、既に例年実施している個々の自己点検・評価活動が、そこで完結しがちという課題が大きいため、自己点検・FD 委員会を中心に、大学全体としてのより体系的な仕組みを具体的に検討し実現につなげていく。一つには、自己点検・評価活動のメニューを拡充することが計画されており、教職員間の授業参観実施が提案されている。関連の研修に教職員が参加する機会も増やすことが望ましい。二つ目に、自己点検・評価の成果活用を図ることである。特に、授業評価アンケートは何らかの形で結果全体を集約し、内容を公開できる形態を早急に構築せねばならない。他にも、進路支援室で毎年実施している卒業生アンケートを経年的分析することや、実習指導との連携で活用すべきとの意見が出ている。こうした自己点検活動の中で明らかになった課題

に対して、現実的な改善案を速やかに講じる努力を進めていく。

平成 25 年度から取り組んだ新基準での自己点検・評価を重要な契機として、新たな形で全学的な取り組みが始まりつつある。実際には、一部教職員が分掌・業務の多くを担っているのも実情であるが、今後より広い関与の方策を模索していく。各部署／委員会を通じた定期的行動が基盤となるが、教職員個人レベルでの気づきも全体で取り上げることを目指し、学内情報システムの有効活用も含めて開かれた意見交換の仕組みを発展させる計画である。また、自己点検・評価活動の一環として、特に平成 25 年度は頌栄保育学院例規集の改訂を推進した。全部署／委員会が関連する規程の検討に着手しつつあり、改訂については順次教授会に提案されることが決定されている。

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

頌栄保育学院例規集内の内規(83-1)において、自己点検・FD 委員会は、第三者評価を含む短期大学の自己点検と評価に関することを担う組織として位置づけられている。主たる自己点検・評価活動としては、自己点検・評価報告書を毎年作成し公表しているほか、各学期末の授業評価アンケート（学生・教員対象）の実施、FD 活動と位置付けている学年末の非常勤教員との懇談会（器楽教員のみとの会と器楽教員以外の会で計 2 回）開催がある。この懇談会は、常勤職員全員と非常勤職員が本音で語り合う有意義な場となっている。自己点検・FD 委員会は、教授会で必要に応じて議題提出や報告を行い教員全体で協議する機会を設定し、自己点検・FD 委員会委員である事務局長が事務職員会で職員間での情報共有を行い、全教職員が関与する体制を有している。また、また小規模校という本校の特性を活かし、日常的な教育活動や会議のなかで、互いの授業や組織運営について丁寧に検討し意見交換が行われている。

平成 25 年度は、2 年後の第三者評価受審に向けて委員会を新体制で発足させ、特に相互評価を大きな契機として、自己点検・評価活動に活発に取り組んだ。新たなマニュアルに従っての「自己点検・評価報告書」作成を通して、学内の諸側面を見直す機会となり、委員会や教授会での議題を多々提起した。これにより、組織的取り組みが始まりつつある。また、相互評価の相手校からの学びが非常に大きく、その後の学内での自己点検・評価の議論においても、しばしば相互評価に言及しながら進めている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

自己点検・FD 委員会は組織的に位置づけられているが、活動・事業内容は規程で明確に定められておらず、委員会名称も、規程上（自己点検委員会）と通称（自己点検・FD 委員会）が混在しているとの課題がある。H25 年度中には、委員会名称の統一および委員会規程案を作成し、次年度には実施予定である。

また、小規模校の特性を活かし、日常的な教育活動や会議で活発な意見交換が行われ、自己点検・評価の機会になっているものの、組織的な取り組みは一層意識的かつ積極的に検討し実行していく必要がある。点検・評価の成果についても、活用はなされているものの、個人レベルや各委員会・部署に留まっている面が大きい。授業評価アンケートのフィードバックを、全体で集計公表する形を整えることは喫緊の課題で

あり、数度の議論を経て次年度より実施することを決定した段階である。

自己点検・評価報告書については、新たなマニュアルに従い作成する中で、根拠となる資料やデータの日常的・継続的な収集と活用の必要性を痛感した。教職員全体に呼びかけを行い、種々のデータ収集やPDCAサイクルの定着を図り始めたところである。平成25年度の自己点検・FD委員会は、以前より大幅に活発化したと評価できるが、その中で明らかになった諸課題に対して、迅速かつ具体的に対策を講じていくことが重要である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

(a)基準Ⅱの自己点検・評価の要約を記述する。

教育課程について、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つポリシーが定められ、学生便覧やHPにて学内外に明示されている。カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧内でカリキュラム・ツリーを用いて分かりやすく示している。また、三つのポリシーは学習成果と対応しており、学習成果とその査定は、各授業科目、教育課程、機関の各レベルにおいて示され実施されている。入学者のほぼ全員が保育士資格・幼稚園教諭二種免許状を取得して保育者として就職していることは、本学の教育の質が保障され、本学のディプロマ・ポリシーに社会的通用性があることの証の一つといえる。図書館等の施設設備も有効に活用され、学習成果の獲得に貢献している。教育課程については、拡大的に組織したカリキュラム委員会を活発に開催して、一部既に平成26年度からの科目変更を決定した他、今後の更なる改編を具体的に検討している。

学生支援は、学習支援・生活支援ともに、担当部署の事務職員の働きと、グループ担当の教員を中心とする個別的できめ細やかな対応・指導が、強く連携して行われていることが本学の特徴である。また、本学独自の奨学金制度や、授業料の延納・分納についての個別丁寧な対応で経済的支援を充実させている。進路支援についても、進路支援室による進路ガイダンスに加えて、グループ担当教員が個別面談や就職試験対策の形で継続的に丁寧に関わっている。

(b)基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は三つのポリシーとして明示されているが、学内での意識的かつ組織的・定期的な点検の機会是不十分であった。H26年度には必ず討議の機会を設け、各ポリシーの一貫性を大事にしながら、今後は更なる内容の深化とより具体性のある表現の可能性を検討することを決定した。

学習成果の査定については、シラバスでの明示が進み適切に行われているが、今後学内全体でシラバスの内容を十分点検し、不十分な場合改善を求める体制を整える。また、特に質的な学習成果の測定については方法論が定まっていない現状であるが、客観的な評価の観点や配点等、統一的な基準の確立に向けて学内で協議を行う必要がある。FD、SD活動も現在十分とは言えず、今後は取り組みの幅を広げていく。卒業後

の評価については、方法論を整えて学習成果の点検への活用を含めた体制作りが必要であり、進路支援室と自己点検・FD委員会を中心に検討を進める。

学生支援は、学習支援また生活支援の各場面において、非常に個別的で丁寧に行われている点は本校の特長だが、一方で組織的な取り組みを整える必要がある。全般的なキャンパス・アメニティ、学生の福利厚生に関する設備施設には不十分な面も大きく、特に文房具等を購入できる場の整備は、従来からの大きな課題である。障がい者のための設備は、平成26年度にバリアフリー工事を実施し改善の見込みであったが、工事延期となり、再度検討をし直すこととなった。

基準Ⅱ-A 教育課程

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は三つのポリシーとして平成22年度に策定され、学生便覧への記載とHPへの掲載という形で、学内外に明示されている。三つのポリシーは学習成果と対応しており、個々の授業科目での学習成果の総体として、マクロな意味での学習成果である保育士資格・幼稚園教諭二種免許状は入学者のほぼ全員が取得して保育者として就職している。このことは、本学の教育の質が保障され、ディプロマ・ポリシーに社会的通用性があることの証といえる。カリキュラム・ポリシーは、カリキュラム構成図（カリキュラム・ツリー）の形で分かりやすく示し、2年間の学びの全体像を把握して各授業科目や実習の関連性をも視野に入れた学習成果が得られるよう整えている。更にH25年度は、カリキュラム委員会を拡大的に組織して具体的検討を進めた。

学習成果の査定は、資格・免許取得という意味で明確な具体性があり、またミクロなレベルでは各授業科目での評価により明確に行われている。各授業科目のシラバスには、評価に関する項目・基準・配点比率等が明示されている。卒業後評価については、就職園への直接的な訪問の機会（就職お礼訪問、求人依頼訪問、実習巡回訪問等）を積極的に活用して卒業生の評価を聴取し、その結果を学習成果に反映させるべく努めている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は三つのポリシーとして明示されているが、時代に即応しかつ社会性に通用性のある方針として機能すべく、次年度は組織的な点検の機会を明確に設定する。カリキュラム委員会での検討もふまえ、各々のポリシーとの一貫性も大事にしながら、文言等を精査して本学の理念が社会に明確に伝わるよう更なる深化を検討する必要がある。現在不十分といえる入学前の学習成果の把握・評価の取り組みを進めつつ、入学前のメッセージや課題にもより具体性をもたせることが可能かを検討する。

学習成果の査定については、シラバスで評価に関して明示されているものの、客観的な評価の観点や配点等、統一的な基準の確立は十分とはいえない。今後学内全体でシラバスの内容を十分点検し、不十分な場合改善を求める体制を整えていく。卒業後

評価については、日常的に就職先への直接的な訪問により評価聴取に努めているが、聴取・把握した内容の学習成果の点検への活用を含めた体制が未整備であり、次年度は卒業生また就職先からの聴取に取り組む計画である。

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

学位授与の方針は、ディプロマ・ポリシーとして平成22年度より学生便覧に記載し、それをHPにも掲載する形で学内外に表明している。学生便覧には、このディプロマ・ポリシーと共に、卒業要件・修了要件を学則に、成績評価の基準と資格取得の要件を履修要綱に記載している。そして、入学後のオリエンテーションではディプロマ・ポリシーについて学長より説明を行っている。

本学は保育科単科の短期大学であるので、短期大学士（保育学）の学位取得を謳っているが、卒業と同時に豊かな人間性とより高い専門性を身につけた保育者としての社会人の育成を目指している。このディプロマ・ポリシーは、学習成果と対応しているといえる。各科目での学習成果の総体で、マクロな意味での本学の学習成果といえるのが保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得であるが、入学者のほぼ全員がこれを取得し、保育職希望者の100%が保育者として就職している。この成果をみても、本学の教育の質が保障され、ディプロマ・ポリシーに社会的通用性があるといえる。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

ディプロマ・ポリシーは、平成22年度から学生便覧とHPで表明しているが、学則には規程化されていない点が課題である。また、日常の教授会での議題・報告の中で、常にこのディプロマ・ポリシーに関する意見交換や確認がなされているものの、定期的な点検には取り組めていない。本学は保育科単科の短期大学であり、免許・資格の取得を指導することにより社会にて有為に活躍できる保育者たる社会人を育成することを目指しており、大きな変更は考えられていない。しかし、次年度以降は定期的に点検の機会を設け、社会的に通用性のある方針であるかを常に問い直していく必要がある。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確にしている。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

教育課程編成・実施の方針はカリキュラム・ポリシーとして定め、ディプロマ・ポリシーと共に平成22年度より学生便覧に記載し、それをHPにも掲載する形で学内外に表明している。カリキュラム・ポリシーは、カリキュラム構成図（カリキュラム・ツリー）を基盤とし、授業科目ごとの関連や、ディプロマ・ポリシー達成までの過程の確認を行うものであり、ディプロマ・ポリシーに対応している。カリキュラム構成図は、2年間の学びの全体像を把握し、各授業科目や実習の関連性をも視野に入れた学習成果を得られるように整えている。

授業科目編成については、保育科では保育士資格、幼稚園教諭二種免許状取得のた

めの授業科目や単位数が設定されており、独自のカリキュラムを編成する余地は極めて少ないのが実情である。しかし、資格・免許取得というマクロな学習成果の意味では、それに向けて大変分かりやすい授業科目を編成しており、かつよりミクロなレベルでは、シラバスで各科目の学習成果を明示し分かりやすい授業科目を設定している。各授業のわかりやすさ、学生の理解度については、授業評価アンケートでの調査に加え、保育実践演習の履修カルテが各学生のふり返りと教員による確認・評価の機会となっている。シラバス作成に関しては、毎年学務課から教員に、記述内容のガイドラインを示しており、授業の到達目標及びテーマ、授業計画・内容、授業時間外の学習方法、評価方法、テキスト、参考書・参考資料等、必要な項目が記載されている。また、成績評価基準は学則に規定され、教育の質保証に向けて厳格な評価に努めている。保育科・専攻科には資格・業績に基づいた教員が配置され、学習成果が社会的に通用するよう教育課程を編成しているが、その定期的な見直しは現在のところ十分とはいえない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

保育科・専攻科とも、法令等の改正に合わせ、時代に即応したカリキュラム編成の課題を検討することが必要であり、今後も本学の特性を活かし、学生の特性や興味関心にも配慮した速やかな対応を継続する必要がある。現在、教育課程は体系的に編成しているものの、定期的な見直しができていない点が課題であり、教授会内に設置されたカリキュラム委員会で数年来議論されてきたものの根本的な見直しには至っていない。ただし、平成 25 年度はカリキュラム委員会を拡大する形でより活発に議論が進みつつあり、H26 年度からの具体的な変更も決定した。今後、カリキュラム見直しについて一層の具体的な検討を進めることとなっている。

授業科目のわかりやすさ、学生の理解度については、より明確に把握するための取り組みを増す必要がある。授業評価アンケートで調査しているが、結果をいかに授業に反映されたかの全体的な点検は実施できていない。また、卒業生へのアンケートにより、更なる保育関連科目の学習不足を訴える者がいることは承知しているため、今後の対応検討が必要である。

成績評価基準は学則に規定され、教育の質保証に向けて真摯に取り組んでいるが、厳格な評価が実施されているかの明確な判断は現状では難しい面もある。また、教育課程は教員の資格・業績を基にした教員配置となっているものの、各教員が今後は更に担当授業関連の業績を積む必要がある。教員は日常的な教育活動に時間を取られる現状があるが、研究活動を進めるための環境整備が不可欠である。担当授業科目のシラバスには、達成目標等の必要な項目を明示しており、実際に獲得された質的・量的学習成果は社会的に通用性があると考えられるが、科目によって評価方法に差異もみられ今後の検討課題である。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

入学者受け入れの方針は、アドミッション・ポリシーとして平成 20 年度に策定され、大学案内および入学要項で明確にし、HP にも掲載している。アドミッション・ポリシ

一には、保育者の資質と目指すべき保育者の人間性を問い掛ける姿勢、さらには保育者にはより高い専門性が要求されるために勉学への粘り強さが記載されている。これは受験生へのメッセージでありつつ、本学の教育姿勢でもある。

この方針に対応する入学前の学びについては、オープンキャンパスおよび受験生対象の学内外での説明会等で、高等学校での全ての科目の本質は保育者にとっての感性の育みに欠かせないものであることを訴え、受験科目に関わらず高等学校の授業を大切に受けるようにとメッセージを送っている。ただし、こうした取り組みで、入学前の学習成果の把握・評価を実施できているわけではない。入学決定者に対しては、入学前課題（指定図書についてのレポート課題と、ピアノ及びリテラシーに関する学習案内）を送付しており、作文課題は全教員分担で添削して返却し、入学後のリテラシー向上を図る機会（総合演習など）に繋げている。

本学では推薦入試、一般入試、社会人・学士取得見込み者入試を行っているが、いずれもアドミッション・ポリシーに対応しており、保育科での学習成果に対応するものとしてリテラシーおよび音楽をもつての入学選抜を行っている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学のアドミッション・ポリシーで示す建学の精神と、ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーとの一貫性が大切であると認識しつつ、今後はアドミッション・ポリシーの表現についても更なる深化の検討が課題である。また、高等学校生徒に対して、アドミッション・ポリシーに対応する学び方をメッセージとして伝えているものの、入学前の学習成果の把握・評価に関しては不十分であり、今後具体的に検討せねばならない。入学前課題の内容についても、現在学内で議論はあるものの基盤となる根拠が不足していることが課題であり、入学前の学習成果の把握・評価が進めば、それに伴い検討し改善していくことが求められる。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定(アセスメント)は明確である。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

教育課程の学習成果は、マクロな面では保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得という明確な具体性があり、ミクロな面では各授業科目のシラバスにできる限り具体的に学習成果が示されそれに従い査定されている。資格・免許取得については、二年間という基本的な期限内で入学者のほぼ全員が達成している。各授業科目レベルにおいても、最終的な成績評価で不可の割合は極めて低く、各授業科目で達成可能な学習成果が定められ、開講期間内に獲得可能といえる。各授業科目での学習成果の積み重ねが、資格・免許取得という成果として明確に実現しており、教育課程の学習成果は測定可能で実際的な価値があるといえる。また、多くの授業科目の内容は「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」に従っており、その意味でも実際的な価値がある。

各授業科目レベルでの学習成果は、シラバスに評価項目、評価基準、配点比率等が明示されており、量的・質的学習成果の測定が可能となっている。学外実習科目（保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、教育実習）については、実習先の評価を基本とし、事前・事後指導における課題提出等により総合的に判断することがシラバスに明記されている。近年、シラバスの記載明確化を推進したことから、授業の到達目標及

びテーマ、授業計画・内容、授業時間外の学習方法、評価方法（配点比率）が示され、各教員は、「～を目標とする」ではなく「～が出来る」「～を理解する」等、学習成果の獲得という観点からシラバスを作成している。そして、授業実施期間内に学習成果の達成が可能なように、各教員は前年度の授業の点検評価を行っている。2014年3月卒業生の履修科目の評価平均点（卒業までの全履修科目の平均）は80点で、定期試験で不可を得る学生数も限られていることから、大半の学生は科目が求める学習成果を一定十分に獲得できているといえる。

また組織レベルでは、カリキュラム・ツリーを作成し、学生が卒業や資格取得までの見通しを持ち、学習成果の具体性や達成可能性、実際的な価値を捉えられるよう努めている。保育実践演習の履修カルテ作成も、学習成果を詳しくふり返る機会であり、学生自身およびコメントを記載する教員にとっても査定の機会となっている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

教育課程の学習成果は、資格・免許取得というマクロな面だけでなく、各授業科目レベルにおいて、具体性があり、達成可能で一定期間内に獲得可能といえる。ただし、社会的に通用性がある学習成果を獲得していくために、授業科目担当者や学生だけにしか分からない方法で査定することを回避し、量的・質的学習成果を一層明確に測定するための工夫を増し、可視化して学内外に公表していく必要がある。シラバスの記載は近年大いに改善されているが、その内容は個々の授業科目担当者に委ねられており、客観的な評価の観点や配点等、統一的な評価と査定の基準は未だ十分に検討されていない。今年度はカリキュラム委員会でシラバスの内容を検討し、一部の科目について教科担当者に保育士養成課程等検討会により示された「教授内容」に沿ったカリキュラムにするよう改善を求めた。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

毎年、全教員と就職担当職員は、卒業生の就職先である保育所、幼稚園、施設の全てに直接出向き、採用のお礼を伝えると共に意識して卒業生の評価を聴取している。そこで把握した評価や学校に対しての要望は丁寧に報告され、進路指導室で資料・情報として取り纏め、聴取した結果を卒業生支援だけでなく在校生への教育活動と進路指導にも活用している。そして、聴取結果の学習成果の点検への活用については、進路支援室での協議が中心であるが、必要に応じて教授会でも話し合われている。その他、就職求人依頼や実習巡回訪問の機会を用い、少しでも過去の卒業生の評価を把握するよう努めている。しかし、就職先によっては、卒業生に対する情報を得にくかったり、卒業生の動向が掴めなかったりする場合もあり、体系的な取り組みとしては機能していない面もある。ただし今年度は学内の共同研究チームが、就職先の一部（長年多くの卒業生が就職して継続就業している保育園）を対象とするヒアリング調査を実施しており、今後の就職先調査への示唆を得ることが期待できる。

なお、保育科からの進学は現在、ほぼ全員が本学専攻科への進学であるため、短期大学卒業後の評価は直接把握され、日常的に学習成果が点検されている状態といえる。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

卒業後、就職先から学生の卒業後の評価に関する十分な情報を得ることは、容易とは言えない現実がある。保育園・幼稚園・施設等の訪問時には就職した卒業生のことを努めて話題にし、訪問時に評価を聞き出せるよう取り組んでいるが、今後これに一層注力していく。今年度は相互評価も含めて他校例を参照し、本校での実施のあり方について検討を重ねたが、次年度は、卒業後評価に関連する調査を行う予定である。

また、そのようにして聴取・把握した評価の内容や、学習成果の点検への活用については現在、体系的な取り組みとしては十分には機能していないことが課題である。学内全体でより組織的・定期的に検討する体制を整え、授業、実習、進路支援等での取り組みに生かせるよう検討を進める必要がある。

基準Ⅱ-B 学生支援

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

教育資源は有効に活用され、学習成果の獲得に活用されているといえる。教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を適切に把握・評価しており、同時にグループ担当制を徹底させることで、学生に対して履修及び卒業に至るまでのきめ細やかな指導ができています。事務職員は担当部署の職務を通して学習成果を認識し、学習成果に貢献している。図書館等の施設設備、LAN や PC 環境といった技術的資源が有効に活用されている。

学習支援と生活支援は、学務部学務課が中心となり担当しているが、グループ担当教員との密接な連携および学内における情報共有の体制を整え充実させている。学習支援は、入学時と前期・後期開始時に学生便覧を用いた丁寧なオリエンテーションを実施している他、学業不振や出席不良の学生に対する複数教員での面談等を充実させている。小規模校の特性を活かして、様々な形での個別対応が行われている。生活支援は、学生自治会やクラブ・同好会活動等の学生の主体的活動に対する支援や、学生食堂の設置等を行っている。健康管理面では、平成 22 年度に設置された学生相談室が、身近な相談の場として浸透し利用が増している。また、平成 25 年度後期より、休養室に看護師（保健師）が常駐するようになり、学生の健康管理に努めている。経済的支援については、本学独自の奨学金制度も設けており、緊急貸与や授業料の延納・分納にも個別また丁寧に対応している。

進路支援は、進路支援室を中心に担っており、保育職に関わる進路ガイダンスが年間を通じて実施されている。またグループ担当教員が、個別に極めて丁寧な指導をしている。保育職希望者の就職 100%を継続しており、適切な進路支援が行われているといえる。

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は受験生に対して印刷物で明示される他、オープンキャンパスや、教員による高等学校訪問、高等学校での模擬授業等でも説明されている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

学習成果の獲得に向けて、教育資源がさらに有効に活用されるために課題の改善策を測っている。カリキュラムの検討を促進するため、平成 25 年度には拡大カリキュラ

ム委員会を設置して検討を促進してきた。また、教員間での授業の公開・参観について議論を重ね、平成 26 年度には FD 活動として実施することを決定した。SD 活動は現在十分とは言えず、研修参加等を促進して専門性を高め、学生支援等の職務充実に繋げていく。

学習支援、生活支援については、学務部学務課による取り組みに加えて、グループ担当教員を中心とする個別的で丁寧な関わりが日常的に持たれている。しかし近年、配慮を必要とする学生が増加するなかで、対応・指導のあり方は喫緊の課題と認識されており、部長会・教授会で更に議論を重ねていく。進路支援は、保育職以外希望する学生に対しては不十分な面も多い現状だが、可能な支援から着手する必要がある。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

学習成果の獲得に向けた学習支援として、まず、入学時と前期・後期の開始時のオリエンテーションにおいて、学生便覧、シラバスまたオリエンテーション用資料に基づいて学習の方法や授業科目の選択の説明を丁寧に行っている。特に入学時は、学生を小グループに分けて学務部教員が解説を行う。前期、後期オリエンテーションの際も、履修登録票の記入方法や修正等の指導を行っている。特に保育士資格・幼稚園教諭免許状の取得に必要な選択授業科目については、学生便覧に一覧表としてわかりやすく記載されている。本学では保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得のための必修科目が多数を占めており、その意味で学習の動機付けは元来から明確な部分が多い。教育課程編成上、自由な授業科目選択の余地は極めて小さいが、少しでも興味関心を広げて履修が進むよう促している。履修登録にあたっては、登録票控えの点検を促し、履修登録の間違いや履修漏れを防いでいる。また、履修登録は基本的に前期に一年分を行うが、前期終了時に実施する後期の履修登録確認の際、特に履修登録人数の少ない科目についても再度意義を説明し、履修の追加を促す指導も行っている。

学業不振の学生、出席不良の学生には、学務部教員とグループ担当が随時面談を実施しており、その理由や学力不足の場合の対応を丁寧に本人と話し合っている。免許・資格取得のための各実習に関しても、全教員が実習巡回指導に携わり、実習後の個人面談はグループ担当教員が行う。その日常的な積み重ねのなかで、学習上の悩みなどの相談にきめ細かく対応しており、必要に応じて複数教員で随時指導助言を行う体制が整っている。学習面での配慮や支援が必要な学生に関しては、授業科目担当者やグループ担当からの報告を受けて、教授会等を利用して丁寧な共通理解が組織的に図られており、解決のための支援を進めている。

基礎学力不足や逆に優秀学生に対する配慮として、特別な補習授業を設定してはいないが、小規模校の特性を活かして、各教員は、個々の学生の理解度を確認しながら授業の進度や方法を工夫している。具体的には、授業形態「演習」の授業科目「器楽Ⅰ」「器楽Ⅱ」では、入学前に調査を行い、経験別にクラス編成を行い6～7名の少人数での指導を行っていることから、学生の進度に応じた対応ができています。授業形態「講義」の授業では、教科書を使用しての基礎知識の理解に加え、参考資料及び視聴

覚教材を使用してより深く学ぶことが出来るよう工夫している。「講義」や「演習」で、進度の早い学生に対しては、各教員の研究室書籍の貸し出しを行い、より高度な専門知識の習得を支援している。「実習」に関しては、まず、実習事前指導のなかで幼稚園および保育園での観察実習を行い、観察記録の提出を求める。担当の教員が添削を行い記録の書き方を身につけることを目指すものだが、添削のなかで課題のある学生には何度も個別指導を行い、「書く」力を育てている。指導案作成に関しても同様に、優秀学生は数多くの指導案を積極的に持参し、担当教員が大変丁寧な助言・指導を行っている。

留学生の受け入れ態勢について、本学では日本語のみの授業でもあり、現実的に留学生の希望者はいない。留学生の派遣も特に行っていないが、個別での留学希望者の相談には応じている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果獲得に向けた学習支援として、毎学期のオリエンテーションと定期的・日常的な面談の体制を整え、器楽や実習では個別の学習支援を充実させているものの、学力等の違いに応じた学習支援は全体としては十分とはいえない。基礎学力や意欲の低い学生がいる一方で、理解の早い学生がいることを考慮し、興味・関心を引き、理解を助け、さらに能力を伸ばす授業の工夫をすることが課題である。学生の能力を伸ばす教育をするためには、教員が常に新しい情報を手にし、教育・研究に意欲的に取り組む環境が必要となる。学務部会、実習委員会、部長会、教授会では、一人ひとりの学生の情報交換を今後更に密にし、適切な学習支援を速やかに行う必要がある。

留学生の受け入れ及び派遣については、保育科単科の短期大学という性質と限界があり、特別な取り組みを有していない。しかし、日本語での学習が可能であり受け入れの希望があれば、過去の留学生受け入れ経験を活かして対応できる体制を確認しておく必要がある。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

学生支援については、主に学務部教員と学務部学務課職員が中心となる他、各グループ担当教員により、学生指導・厚生補導を行っている。学務部の構成員である、学務部長、学務部教員4名、学務課主任職員、学務課職員3名、計9名で学生の生活支援に関わる一般的業務を行っており、学務課職員の1名が主に学生担当となっている。

学生食堂、自転車通学に関する便宜、配慮も学務課を中心に行う体制である。本学は、阪急御影駅から徒歩10分の場所に位置しているため、通学バスの運行はしておらず、一部自転車通学者のための駐輪場は構内に設置している。学生食堂(業者委託)は学生および教職員が利用している。学生の利用については家庭会(保護者組織)から援助があり、学生には教職員や一般の人より安価に利用出来るよう値段の便宜を図っている。学生ホール、食堂には飲み物やカロリーメイトの自動販売機を設置しているが、売店の設置はない。

頌栄短期大学

学生自治会が組織され、クラブ・同好会活動、学園祭(頌栄祭)など学生が主体的に参画する活動があり、必要な支援は学務課と自治会担当教員を中心に行っている。学生自治会は、短期大学保育科および専攻科の全学生を会員としている。自治会役員は毎年立候補を主として選出され、自治会活動を行っている。特に自治会最大のイベントである学園祭(頌栄祭)は、自治会が企画・運営を担い、同窓会、幼稚園保護者会の協賛を得て行われる。クラブ活動は、13部、15同好会があるが、平成25年度に実際に活動した部や同好会13であった。運動系のクラブは毎年、全神戸短期大学総合体育大会で成果を競い合う。ハンドベル・クワイヤー、コーラス部、ライブラリーアドベンチャー部、アウトドア同好会、手話同好会、フットサル同好会は、年間を通して活発に活動している。その他、卒業アルバムや卒業パーティについては、有志による実行委員を募りその委員を中心に行っている。

奨学金等、学生への経済的支援に関しては、奨学生委員会が担当している。日本学生支援機構の奨学金制度に加え、本学独自の奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金には、頌栄短期大学奨学金(貸与)、頌栄保育学院貸与奨学金(貸与)、財団法人報国積善会奨学金(岸本奨学金)(給付)、エ・エル・ハウ奨学金(給付)、ケリー記念奨学金(給付)がある。平成25年度の利用状況は、頌栄短期大学奨学生3名、日本学生支援機構第一種奨学生15名(うち専攻科生3名)日本学生支援機構第二種奨学生4名(うち専攻科1名)、財団法人報国積善会奨学金(岸本奨学金)(給付)に保育科から12名、専攻科から2名、エ・エル・ハウ奨学金(給付)3名であり、ケリー奨学金の該当者はなかった。また、頌栄保育学院貸与奨学金の緊急貸与の申請があり、3名の利用があった。専攻科については、本学保育科からの進学者に対しては、入学検定料の半額免除、入学金及び教育振興資金の全額免除の制度がある。保育科専攻科共、学費に関して、延納、分納制度を設け保護者の経済的負担への配慮を行っている。経済的事実で学業を諦めることがないように、緊急貸与や授業料の延納・分納にも、個別また丁寧に対応している。

学生の健康管理については毎年4~5月に学生全員の健康診断を行い、問題のある学生に関しては医療機関の受診を勧めている。学生の心身状態の把握と配慮は、学務部学務課、グループアワー担当が日常的に行っているが、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては平成22年10月より、学生相談室を設置し、週2日相談室に臨床心理士を配置し、学生相談(カウンセリング)を行っている。平成25年度は、個別相談のみならずグループワークも試み、ランチアワーやクリスマスリース作りなどを通じて、仲間作りや対人関係を潤わせる役目を果たした。また、25年度後期より休養室に看護師(保健師)が配置され、心身の健康管理を担っている。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取に関しては、グループアワーや、グループ担当との面談が設定されており、そこで学生の意見を聞くことが出来るほか、学務部学務課が窓口となって、学生の意見や要望を聴いている。また、卒業学年については「本音で書こう学生生活」というアンケートを毎年実施し、データ化して学生の意見や要望をまとめている。

留学生に関しては、学則55条及び留学生規程に示しているが、該当者がいない状態である。社会人学生の規程はないが、入試制度の中で社会人・学士取得者入試として門戸を開き、平成25年度は1名の入学者があった。特に社会人学生の学習支援体制を整備してはいないが、教職員との個別の丁寧な関わりのなかで、支援は概ね充足して

いるといえる。障がい者の受け入れに関しては、学内の一部にエレベーターと障がい者用トイレはあるが全般に整備が不十分である。長期履修制度に関しては、学則 52 条及び長期履修生規程を定め体制を整えており、25 年度後期より 1 名が長期履修者として通学している。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）は積極的に支援している。学園祭（頌栄祭）も地域に開かれたものとして、例年地域の子ども、大人の来場が多い。また学生の多くは、夏休みを中心に保育園、社会福祉施設、幼稚園でボランティアを行っている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生の生活支援は、学務部学務課を中心に進めているが、多様な学生の支援を組織的に行うには、専門知識を持った教職員の配置が必要である。そのためには新たな専門職員（非常勤を含む）の雇用及び現教職員、事務職員の新たな専門知識、技術獲得のための手立てやスキルアップを早急に図ることが求められる。また、学生の心身健康管理の面では、休養室の場所を学生の動線に沿って教室の近くに配置し、後期より看護師（保健師）の常駐を実現させた。

一般的なキャンパス・アメニティ、学生の福利厚生に関する設備施設には不十分な面が目立ち、今後の大きな課題である。特に文房具等を購入できる購買部の整備は、自己点検・FD 委員会でも議題としたが、諸々の課題が未解決で実現に至っていない。また、障がい者のための設備は平成 24 年度に設置された施設検討委員会を中心に検討が始まっており、エレベーター設置工事が予定されていたが、工事が延期となり解決されていない。今後、早急に設備の内容や工事時期を再検討する必要がある。学生支援のなかで、実家が遠方で宿舎が必要な学生に対する支援は実施しておらず、今後対応を検討すべきといえる。学生の意見聴取について、グループ担当が日常的に話をきいたり、卒業前のアンケートを実施したりしているが、組織的体制は不十分であり改善策を図る必要がある。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

進路支援室は保育科専任教員 4 名と事務職員 2 名で構成され、学生の進路支援に当たっている。進路支援室には各園からの求人情報を掲示し、卒業生が採用試験で体験した試験内容を記した報告書、就職関係書籍等を自由に閲覧、PC3 台で就職情報検索できる環境を整えている。進路支援室ではグループ担当の専任教員と協力し全学を挙げて、一人ひとりの学生の希望に沿った進路支援をおこなっている。グループ担当は進路希望の個別面談、履歴書の添削、希望者に模擬面接などを極めて丁寧な形で行っている。平成 25 年度の進路ガイダンスは、1 年生は年間（18）回、2 年生は（32）回実施した。進路ガイダンスではまず、授業・実習等学生生活と進路ガイダンスのキャリア形成が有機的に繋がっていることを知らせ、社会人、保育者としての基礎的な常識・マナー等の指導、ボランティアによる保育体験を促す、保育職の魅力について保育現

場で働く保育者の話を聞く、就職試験対策、模擬試験、模擬面接、履歴書の指導、キリスト主義園内定者へのガイダンスなどを実施している。また、進路支援室やグループ担当を通じて、就職フェア等の案内も行っている。

本学は保育科であることから、幼稚園教諭免許状、保育士資格の二つを取得するように学生に指導しており入学者のほぼ全員が取得できている。他にも、資格取得の取り組みが学生のキャリア形成に繋がるよう、学生全員に漢字検定、市民救命士小児コースを受講させており、その他にピアヘルパー、社会福祉主事任用資格、キャンプリダーなどは希望者が取得している。

就職状況の分析・検討については、毎年進路支援室を中心に行い、教授会でも共通認識を持ち、結果が学生の就職支援に活用されているといえる。短期大学から進学を希望する学生の進学先は、本学専攻科進学が中心であるが、同時に編入学の指定校からの依頼は全学生へ周知している。進学相談も必要に応じて行っている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

進路支援室職員は学務部と兼務であり、進路支援室に常駐の職員がいないことで、学生の気軽な相談や、その場での質問対応が難しい面がある。一人ひとりの学生に応じた対応をするために進路支援室に相談スペースを設け、相談は予約ではなく、相談したい学生にいつでも応じることができる体制が望ましい。平成25年度中の工事で進路支援室が新しくなり、個室も備えられる等でハード面は大きく改善された。

本学の学生のほぼ全員が保育職を希望しており、保育職希望者の就職率は100%を維持している。このことから保育職に関わる進路支援は適切で十分といえるが、企業等を希望する学生に対しての支援は不十分な現実があり、改善を図る必要がある。また、卒業時の就職状況について毎年集計を行い学内で共通認識も形成されているが、分析・検討についてはより進化させることが強く望まれる。数年来、少数ではあるが、就職活動をする意欲に欠ける学生や、基礎的な学びが不足している、適正に欠ける学生がみられるようになり、これらの学生への指導、ガイダンス等のありかたを、一層また継続的に検討する必要がある。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に明確に示している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

入学者受け入れ方針は、「子どもが好きで、人と関わる仕事に興味のある人」「子どもと真摯に向き合い責任感や協調性を自覚できる人」「考える力を発揮し、粘り強く積極的に学ぶ姿勢と努力を惜しまない人」として、大学案内やホームページに明示している。また、学生募集要項の冒頭に掲載し、アドミッションポリシーに基づく入試内容であることを示している。こうした情報提供に加え、オープンキャンパスや高等学校教諭対象の入試説明会、高等学校内外で行われる進路ガイダンスにおいて、口頭で丁寧に説明している。

受験生や保護者からの問い合わせに対して、入試係の事務職員が窓口となり、きめ細やかに対応している。入試内容はもとより、学費や奨学金など問い合わせ内容が多岐に亘っているため、他の担当部署や教員と柔軟に連携を図っている。

募集に関わる広報活動は、入試委員会と広報・IT委員会が連携しつつ展開している。5

月末に発行する学生募集要項および入試資料と大学案内ほかの印刷物を合わせ、資料請求者のほか、高等学校に送付している。6月と11月を中心に、専任教員が資料を持参し高等学校を訪問のうえ詳しい説明を行っている。その際、各校卒業生の近況や進路先などについても報告し、本学の教育内容や手厚い進路支援に関して理解を得るよう努めている。年3回（3月、7月、8月）開催しているオープンキャンパスは、入試委員会が計画し、全教職員と学生ボランティアの協力体制で行っている。来場の受験生、保護者、高校教諭に対し、入試科目がそれぞれどのような目的で設定されているかを含め、丁寧に説明を行っている。とりわけ音楽実技課題に関しては、準備のための具体的な取り組みおよび当日の試験の流れなど、音楽講習の時間を設けて実践的に説明している。また、保育職の性質上、書く力と読み解く力が求められていることを過去入試問題集等を参照しつつ、伝達に努めている。運営に自主的参加のボランティア学生は、来場者の視点に立って対応し、自らの学生生活をわかりやすく伝えている。その姿が受験の決め手に影響するほど、高校生に好評である。そのほかIT・広報委員会では、高等学校から依頼される校内進路ガイダンスに年間約60件対応している。教職員が分担し、学校案内、入試説明、分野別説明、模擬授業等を実施し、高校生と直接交わりつつ、保育職や、本学の教育内容について情報提供している。

本学の2014年度入試は、建学の精神を土台としたアドミッションポリシーに基づき、3期に分けて計4日間で実施している。入試制度は、推薦入試A（公募推薦）、推薦入試B（同窓子女、キリスト者、指定校）、推薦入試C（専攻科進学）、一般入試、学士取得見込み者・社会人入試の4種類である。教授会の議を経て組織された入試委員会が、入試問題の作成（一部、外部業者に作成依頼）を行い、複数名による複数回の確認作業を通し、出題ミス防止するとともに、入学試験監督者マニュアルに沿った当日の対応、小論文および面接の評価基準統一、複数回の点検による処理などにより、採点ミスも防いでいる。入試委員が入試結果をまとめた資料を準備し、学長と共に作成した入試合否判定案に基づき、入試合否判定会（教授会）において慎重審議を経て合格者を決定しており、厳正かつ公平な選抜を実施している。

入学手続き者、とりわけ第I期推薦入試合格者は、入学までに5ヵ月近い期間があるため、保育の勉強に対する興味や意欲を持続し、入学後にスムーズに授業参加が行われるよう課題を出している。入学前課題として、課題図書を読んだの作文、読譜力を習得することを兼ねたピアノの練習を課し、受講に必要な基礎力と学ぶ姿勢の育成を促している。3月下旬に入学予定者の招集日を設け、入学後の情報提供を行い、入学式翌日より行われる新入生オリエンテーションにスムーズに接続できるよう配慮している。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

近年、兵庫県内の高等学校は学区再編成に伴い、生徒の希望進路により科目選択が可能な「類型」を設置し、多様な特色を示しつつある。「総合学科」をはじめ、保育・教育の科目が充実した高等学校からの入学者と、保育関連が未経験の入学者が混在する状態となっており、こうした状況に入試制度や入学前課題、さらに本学におけるカリキュラム編成がどのように対応すべきか、具体的な検討を行うことが、今後の課題である。

基準Ⅲ 【教育資源と財的資源】

(a)基準Ⅲの自己点検・評価の要約を記述する。

人的資源のうち、教員組織については教員を15名配置し、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに謳う教育を十分行えるよう編成している。研究活動の時間確保は困難な現実があるが、科学研究費補助金や外部研究費等を得て活動している教員もおり、成果をあげている。事務組織は、各部署で専門的職能を有する12名の専任職員により編成されている。そして月1回全体での事務職員会を中心に、情報共有や課題の協議の機会として、業務の見直しや改善に繋げている。PC環境整備、防災や安全対策もここ数年で順次整備が進んでいる。

物的資源については、基準を満たす形で整備され適切に管理されている。特にピアノ室や図書館が充実しており、学生の学習成果獲得のために十分に活用されている。平成24年度に情報処理室整備や空調整備など教育環境設備を改善したことに加え、平成25年度には学生主体で学びやすい環境の大教室の新設工事を予定している。緊急対策本部規定など施設整備関連の規定は整い、PCの管理・対策の強化も進められている。

(b)基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

人的資源のうち、教員については日常的な教育活動に忙殺される現状があり、研究業績の積み上げ不足が課題となっている。今後、研究活動の環境整備、補助教員採用等を検討する。事務職員については、各職員の業務内容が多岐に渡り業務が過大になりがちで、今後は組織内のマネジメント向上を図る必要がある。学務課長の空席も課題であり、平成26年度には人員配置の対処を講じる。構内や情報面のセキュリティは、より現実的な強化策を今後明確にする。

物的資源について、障がい者への対応は現在不十分であるが、平成26年度にエレベーター設置を含むバリアフリー工事が予定され改善の見込みであったが、工事が延期となり、改めて早急に検討を行う必要がある。図書館は、購入図書選定と廃棄のシステムをより明確に整えるため規定化も含めて検討中である。安全対策については、規定やマニュアルが策定されたが、万一の際に実際に行動できるためにより具体的な改善策を検討していくことが必要と学内の共通認識があり、次年度以降対策を進める。

基準Ⅲ-A 人的資源

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

教員組織は、保育科単科の短期大学として、免許・資格を取得することをディプロマおよびカリキュラム・ポリシーに謳い、そのために必要な教員を配置し、教育の滞らないように編成されている。教育編成課程実施の方針に基づいて、宗教主事を含む15名の教員による教員組織を整備し、教育研究活動が実施されている。

また、学習成果向上のために事務組織は整備され、専任職員12名が各部署で専門的職能を有して業務にあたっている。月1回の事務職員会で情報共有や連携が図られている。PC環境の整備と更新は行われており、防災や安全対策も近年順次整えられている。図書館は地域に開かれ、良き地域貢献として機能している。教職員の就業は諸規

定に基づき適正に管理されているが、業務偏重等の現実も生じていることから、改善点が模索されている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

教員組織は適切に整備され教育研究活動が実施されているものの、専任教員は専攻科授業も兼務しつつ日常的な教育活動に忙殺される現状があり、研究業績の積み上げ不足が課題となっている。今後、教員の研究活動に対する環境整備、カリキュラムの見直し、補助教員の採用等を検討していく。退職者補充の際にも、教育課程と組織全体像を見通して計画的な採用を進める必要がある。

事務組織は整備されているが、小規模な組織ゆえに各職員の業務内容が多岐に渡り、業務過多になりがちという現実がある。今後、既存組織内でのマネジメント向上による改善が求められる他、派遣等の人員配置も必要に応じて講じる必要がある。特に、学務課長のポストの空席は大きな課題であり、平成26年度より課長を置くことを決定している。早急な対応が求められるものの、非常に大きな責任を有する役職であり、採用者の専門性や経験、採用時期を十分検討することも同時に必要である。

防災対策等は近年整えられつつあるが、構内や情報面でのセキュリティ面強化は課題が残されており、平成25年度も継続して協議した上で具体的対策を講じていく。また、人事管理は適切に行われるよう努められているが、組織としてのマネジメントを図り、職務分担や規程改訂も含めた改善策を講じていく。

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の教員組織は、保育科単科の短期大学として、免許・資格を取得することをディプロマおよびカリキュラム・ポリシーに謳い、そのために必要な教員を配置し、教育の滞らないように編成されている。また専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。さらに本学の建学の精神に則り、キリスト教関連科目のために1名の宗教主事を配置している。専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、教員採用に関しての資格審査委員会の規定通りに選考し、短期大学設置基準の規定を充足した教員を採用している。教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

また専任教員以外にも非常勤教員を委嘱し配置している。補助教員に関しては、実習指導室非常勤教員2名が実習指導で大きな支援を担っているが、将来的には正式な実習担当の補助教員等検討課題である。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

現状では、教員の退職に伴い、退職者の担当科目を中心に公募することが多く、また退職者の職位により教授・准教授・専任講師等の公募につなげている。部長会の提案を受けて教授会において公募条件を審議する際、単に前任者の担当科目にとどまらず、横断的な広がりをもって担当科目を設定し公募に繋いでいる。しかし将来的な展望のもとに教員組織の見直しも課題であり、年齢構成も検討せねばならない。本学は

保育科単科の短期大学であるが、大学評価・学位授与機構認定2年制専攻科も有している。専任教員は専攻科授業も兼務しての教育体制をとっているが、教育実績に対する研究業績も積み上げていくことが求められている。教員の研究活動に対する環境整備も検討課題である。平成24年度は保育士養成課程の新カリキュラムの完成年度であったが、これを期にカリキュラムの見直しを行っている段階であり、次年度以降は思い切った科目の横断的統合も視野に入れ取り組む。

補助教員については、特に実習関係での正式な採用が強く望まれる状況であり、検討を急ぐ必要がある。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

保育科単科の短期大学として、教育課程編成・実施に必要な科目を教授会において確認し、公募を中心に採用を行っている。その状況の中で現在は各専門領域に適切に教員が配置されていることを確認している。専任教員の研究活動（論文発表、学会活動等、その他社会活動）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。保育科単科の短期大学であるが、科学研究費補助金・外部研究費等を得て研究活動する教員もおり、成果を上げている。専任教員の研究活動に関する規程を整備して、研究紀要を発行し成果発表の機会を確保している。また、各専任教員には研究室が整備されている。しかし、専任教員には受験生獲得の高校訪問や進路支援に関する幼稚園・保育園への訪問また実習巡回等、時間的負担も多く、研究・研修等への時間の確保が難しい。専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていない。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在の専任教員数は短期大学設置基準を満たし、教育課程編成上も問題なく教育活動に励んでいる。しかし、教育・研究活動以外にも、学内分掌上4～5の部・委員会に属しての役割も担い、受験生獲得の高校訪問や進路支援に関する幼稚園・保育園への訪問また実習巡回等、時間的負担も多く、研究・研修等への時間の確保が極めて難しい。さらに本学では専任教員が、保育科での授業担当科目を継続・深化させる形で専攻科授業を担当している。平成24年度に大学評価・学位授与機構による7年目の審査を受け、「適」との評価を得たが、担当授業内容に関連する業績の積み上げを望むとの指摘を受けた教員もいる。専門領域での研究業績の積み上げが、短期大学での教育活動の発展に繋がることは自明であり、教育・研究活動に時間を割けるような学内分掌・委員会組織等の見直しも課題である。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

事務組織は職制規定に基づき組織し、運営している。職員は事務長1名、学務課4名（2名進路支援室兼務）、総務課3名（1名宗教部兼務）、会計課2名、図書館司書2名の計12名が、各部署の専門的な職能を有した専任職員として採用されている。非常

勤職員は実習指導室に1名、図書館に司書補助1名が配置されている。

事務関係の諸規定については、各部署で必要に応じて内規を制定・改定して対応している。事務組織は事務長を中心に責任体制が整えられている。毎月1回全体事務職員会を開いて、各部署の情報交換と教授会・学院についての情報伝達を行うとともに、日常の諸課題について協議する機会とし、業務の見直しや改善につなげている。

各事務室（学務部・宗教部・総務課・図書館）には必要な情報機器や備品が整備されている。コンピューター環境は各教職員に各自のPCが用意され、学内LANによる業務連絡、学内施設予約、業務予定管理に利用されている。OSは平成25年度中にWindows7に統一整備された。

防災については平成24年度作成の危機管理マニュアルをもとにし、実際の措置や避難経路について日頃から準備しておくべき事柄を検討している。

SDについては規定されておらず、それぞれの部署ごとに、業務に関連する外部研修会、説明会への参加を必要に応じて奨励している。平成25年度の参加は無かったが、キリスト教学校教育同盟の夏期職員研修会には新入職員が順次参加することとしている。当年度は学務課から全私大教職課程連絡協議会研究大会、全国学生相談研修会、私立短大教務担当者研修会に各1名参加した。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

事務組織のマネジメント改善が課題である。本来は専門的職能を持つ事務職員が各部署で責任を担うべきであるが、学務課長・総務課長の役職が空席であり、適切な人材の採用、教育計画がなかったことが今大きな問題となっている。次年度以降、具体的な解決策を実行に移さなければならない。

配属部署内での業務、また所属している各委員会での役割等、事務職員が分担する業務内容・範囲が多岐にわたっている。指示系統が複数あることにより、混乱や業務量の配分に問題が起きることがある。学務課・会計課では業務過多が原因の一つとなる超過勤務が常態化している。今後は、嘱託・派遣職員の配置による負担軽減と指示系統の整理を考える必要がある。

事務関係の諸規定については、現状にあわせた改訂、あるいは新しく策定することが必要となっている。学務課・総務課では非常勤講師、非常勤職員の委嘱・契約についての規定、学務課・会計課では報酬規程を作成することなどが緊急の課題としてあがっており、検討中である。

図書館については、頌栄幼稚園の保護者及び在園者、さらに近隣の利用が多く、地域貢献の役割を果たしているが、現状の職員数では、その対応に追われて学生対応に支障のある場合も見られる。利用者の受け入れ方針を検討することも課題である。

防災対策、情報セキュリティ対策についてはマニュアルを書面上のものに留めず、さらに整備し、施設整備計画をも含めて現実的対処が可能なものにしていかなければならない。

SDについては、将来的な人員配置に基づいた計画が必要と考えられる。時間的にも余裕がない状況の中、自己啓発に頼っている現状である。当面は、現在の職域のなかで可能な限り外部研修会参加を勧めていく必要がある。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

勤務体制は就業規則、職制規程に基づき整備しており、適切な就業環境の維持に努めている。就業規則を含む例規集については、改訂の度に教職員全員に最新版を配布し、周知させている。また、規程変更等の内容については、教授会と事務職員会にて報告を行い、全員が情報共有できる状況となっている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

教職員の就業は諸規定に基づいて適正に行われるよう、教職員の自己管理を原則として、それぞれの部署で監督されている。しかし現実には、事務職員の兼務する複数の部署、委員会から業務が直接指示されるため、一部の者に業務負担が偏った就業状況、統括的に管理することのできない業務体制がみられる。この事態の改善には、指示系統としての教育研究組織系統と事務組織系統の整理が必要であり、職制規定を改正することにもつながる問題である。具体的な検討を進め、必要であれば関連する諸規程を改定していくことが現在の課題である。

基準Ⅲ-B 物的資源

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

校地・校舎・施設設備は、基準を満たす形で整備されている。必要な講義室・演習室・実験実習室を用意し、授業環境に関わる設備については、更新の時期がきているものから順次整備しており、固定資産と物品管理規定に基づき管理している。施設設備更新時には省エネルギー対策にも配慮しつつ取り組んでいる。

日常の施設設備の管理は管理会社に委託し適切に行われている。また、火災・地震対策、防犯対策としては、安全管理規定を定めており、平成24年度には頌栄短期大学緊急対策本部規程と危機管理マニュアルを策定した。コンピューター関係の安全管理については、学内のIT委員会と専門業者が協力して強化対策を計画している。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

校地・校舎のバリアフリーへの対応は、現在不十分で大きな課題である。長期的な施設改修計画の中で実現させる予定である。また、図書館については、購入図書選定と廃棄システムをより円滑に運用できるよう、規程化も含めて検討している。

安全対策関連の規定やマニュアルを策定したが、非常時に効率よく行動できる体制を構築するために、具体的な対応策を検討せねばならない。

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、適切な面積の運動場と体育館を有

している。校地・校舎のバリアフリーへの対応は現在不十分であるが、エレベーター設置を含むバリアフリー工事の検討を重ねている。保育科、専攻科のカリキュラムの実現に必要な講義室、演習室、実験・実習室が用意されており、必要な機器・備品も整備されている。平成 24 年度には D 棟に定員 55 人の情報処理室を新設し、3 クラスで情報の授業ができる体制を整えた。平成 25 年度には、カリキュラム編成上の必要にあわせて、B 棟 1 階の実習室を 160 名収容の大講義室に改修した。大講義室であるが、可動式の机・椅子を設置して、学生主体で学びやすい環境が整備された。

本学では特に、ピアノの演習室として 4 室、それぞれの部屋を区分している個室の合計では計 22 室のピアノ室を整備しており、少人数制での演習授業で使用している。また、学生が空き時間に自主的に練習する場として活用している。

各講義室に設置している視聴覚・音響機器は、購入年度の違いによっては接続の不具合や故障を起こすものもあり、保守・点検に力を入れている。

図書館の延床面積は 391.8 m²、閲覧席数 52 席、収納可能冊数 70,860 を有している。蔵書は平成 25 年 3 月末現在で、図書 99,439 冊[うち外国書 5,317 冊]、学術雑誌 102 種[うち外国書 39 種]、視聴覚資料 3,282 点である。図書の選定については、年度初めに全専任教員に選定分野の分担担当を依頼している。また、非常勤講師、学生からの要望にも対応している。高額図書等については図書館運営委員会で選定をおこなっている。除籍についての内規に基づき廃棄システムも整えている。本学は保育科ということから、保育・幼児教育関連図書、絵本の収集に重点をおき、保育視聴覚教材の充実にも取り組んでおり、学習成果を得るために大きく貢献している。

シラバスに掲載してある教科書、参考図書、関連図書については全て収集するように努めている。さらに本学が所蔵する貴重資料（創設者ハウ女史関連の資料）の一部電子化したものが図書館内で閲覧できるようになっている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

校地・校舎のバリアフリーへの対応が大きな課題であり、交通事故により休学している車椅子使用者の復学が次年度に予定されていることから、具体的な対応を検討中である。視聴覚機器等の教育設備については、経済性を考え耐用年数を超えても大切に使用しているが、昨今の I T 機器の進歩に対応しきれない不具合も生じている。機器の更新について計画を立てる必要がある。

図書館は学内外の利用者に大いに活用されているが、蔵書を保管する場所の不足が深刻である。図書館施設の改善計画が必要であり、平成 24 年度から検討を始めている。また、運用面で適切な処理ができるよう、購入図書の選定と廃棄のシステムに関連する規程についての再検討を始めている。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

施設設備は物件調達規程、固定資産と物品管理規程に基づき管理し、固定資産については管理台帳が整備されている。日常の施設設備の管理は管理会社（メインテック ㈱）に委託し適切に行われている。

安全管理規程において火災・地震対策、防犯対策のための諸規則が定められている。

また、平成 24 年度には頌栄短期大学緊急対策本部規程を策定し、緊急かつ重大な事態が発生した場合、又発生が予想される場合の対策を講じた。同時に危機管理マニュアルを作成し、緊急事態の際の具体的な対策を明記した。消火訓練については、教職員で毎年定期的実施している。

コンピューターについては、専門業者(㈱さくらケーシーエス)に委託して安全面の管理・対策を行っており、セキュリティソフト更新等が適切に行われている。省エネルギー対策や環境保全への配慮については、平成 23 年度一部トイレの節水型への改善、平成 24 年度 A・B 棟の空調設備の更新により、水道及び電気の消費量が改善されている。また、空調機の設定温度を各教室に掲示し、学生に日常的な節電を呼びかけた上で、教職員が意識的に設定温度の確認をし、使用しない教室の電源オフについても常に注意している。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

火災・地震対策、防犯対策のための安全対策については、安全管理規程を再確認する必要がある。学生、専任教職員、非常勤講師を交えた避難訓練を実施し、避難場所の確認をする予定である。万一の際に規定やマニュアルが実際に有効かを検討し、具体的な体制を構築する必要があることは、教授会でも度々提起されていて、早々に進められるべき課題である。

省エネルギーについては、引き続き節電に注意を喚起し、空調の電源や設定温度のチェックを丁寧に行うことを続ける必要がある。

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

短期大学は、情報処理関係の教育機器をはじめとする必要な技術的資源を整備している。平成 24 年度には D 棟に情報処理教室が新設され、保育現場で求められる情報技術の教育に取り組む環境が整備された。25 年度に実習室を改修して設置した 160 人収容の講義室は、2 教室に分けることができ、それぞれの部屋で最新の視聴覚機器が使用できるようにした。その他の教室に設置している視聴覚・音響機器も漸次更新改善しており、教職員の一部は科目の特性に応じて、新しい情報技術を活用した授業も展開している。また、学院全体のパソコンの OS が Windows 7 に統一された。学内 LAN が整備され、教職員の学内情報共有システム（サイボウズ）を活用して、教育研究活動のほか委員会等の円滑な運営に役立てている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

学生の使用する LAN 環境は未整備であり、課題として残されている。ホームページを使用した学生への緊急時連絡を始めた段階であるが、IT 委員会を中心に今後検討をすすめていく。将来的には学生が最新の情報機器を利用して自由に学べる空間の提供について構想したい。

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

短期大学は、情報処理関係の教育機器をはじめとする必要な技術的資源を整備している。平成 24 年度にはD棟に情報処理教室が新設され、保育現場で求められる情報技術の教育に取り組む環境が整備された。25 年度に実習室を改修して設置した 160 人収容の講義室は、2 教室に分けることができ、それぞれの部屋で最新の視聴覚機器が使用できるようにした。その他の教室設置の視聴覚・音響設備も漸次更新改善しており、教職員の一部は科目の特性に応じて、新しい情報技術を活用した授業も展開している。また、学院全体のパソコンのOSが Windows 7 に統一された。各教職員は専用の PC を持ち教育・研究活動や学校運営に関わる業務を行っている。学内 LAN が整備され、学内情報共有システム（サイボウズ）によりスケジュール・施設予約が管理されている。また、学生に対する緊急連絡（警報時の対応等）をホームページ上で行なっている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生の使用する LAN 環境は未整備であり、課題として残されている。ホームページを使用した学生への緊急時連絡を始めたばかりの段階であるが、IT 委員会を中心に今後検討をすすめていく。将来的には学生が最新の情報機器を利用して自由に学べる空間の提供について構想したい。

基準Ⅲ-D 財的資源

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

当学院では平成 20 年度に専門学校を閉校したが、開校以来 18 年間で専門学校部門における繰越消費支出超過額が 7 億 3400 万円に及び、自己資本の規模に余裕が無い現状を生み出している。

短期大学は平成 18 年度に入学定員を 100 名から 150 名に変更したが、平成 22 年度の入学者数 122 名、入学定員充足率 81.3% を最低として、その 5 年間のうち定員充足率 100% を超えた年度は 2 年だけであった。帰属収支差額が平成 20 年度にはマイナスになるなど、毎年、厳しい収支状況が続いたため、定員確保を目標として、入試内容の修正・広報の改善に力を注いでおり、平成 23 年度以降、定員充足率は 104% を維持している。

専攻科を含めた収容定員 340 名の短期大学学生、および在籍数 130 名前後の幼稚園児による学納金収入のみで事業運営を続ける当学院では、施設関係の大きな支出が発生する際に消費収支差額を黒字にすることは難しい状況が続いている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

入学定員を安定して確保することが絶対条件である。教員に関しては、定年退職等

による人員配置の入れ替わりが一段落し、年齢層としては比較的若年に移行した。今後の人件費は年を追うごとに上昇することが予想される。それに応じた各教員の専門分野における能力の向上が期待される一方で、採用計画のあり方について評価し、今後の採用計画につなげたい。人件費比率は例年 60%を超えており、現状の常勤職員数を大きく増やすことはできない。教育事業以外で帰属収入を増やす計画も無い現状なので、派遣職員を雇う選択肢を含めて人件費と経費の削減計画を立てる必要がある。

教育環境の改善にも取り組む必要があるが、人件費と施設設備費の将来的な計画については、理事会財務委員会に必要な検討を重ねていきたい。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成 22 年度は保育科入学者数が 122 名と定員 150 名を大きく割り込んだため、厳しい収支状況となった。それ以降の年度は入学定員を確保できたことにより、24 年度決算では資金収支・消費収支共に均衡する状態に復帰した。しかし 25 年度決算では講義棟 1 階の大規模改修により、消費収支は再び赤字に転じた。これまでも帰属収支の収支差はほぼ黒字で終始してきたが、専攻科を含めて収容定員 340 名の短期大学学生、および在籍数 130 名前後の幼稚園児による学納金収入のみで事業運営を続ける当学院では、施設関係の大きな支出が発生する際に消費収支差額を黒字にすることは難しい状況が続いてきた。学院全体の繰越消費支出超過額は、帰属収入の 1.4 倍、831 百万円ほどに累積している。その主要な原因は、平成 3 年度に開校した専門学校の累積赤字 734 百万円である。平成 20 年度の専門学校閉校に伴い、状況の改善が図られつつある状況である。

貸借対照表上の項目として、専門学校の建設資金、および震災復興資金、短大棟新設資金を賄うために過去に借入金が発生したが、専門学校分は平成 22 年度に完済し、他の借入金も今後 7 年で返済完了となる。退職給与引当資産、施設引当資産については、積立率は 58.4%で十分な額を保有しているとは言えないが、流動負債に対する現預金比率は 281%で、通常の運営に不安はなく、短期大学の存続を可能とする財政は維持されているといえる。現在の入学定員充足率は 104.7%、収容定員充足率は 98.8%でありほぼ妥当な水準であり、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。短期大学の財政と学校法人全体の財政は理事会財務委員会において十分に把握され、検討されている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

今後、定員充足を維持する努力を続けることにより、引当資産に繰り入れる資金的な余裕を生み出すこと、また繰越消費支出超過額を漸次減らしていくことを目指しており、収支状況をより良くするために支出の削減の努力は継続して必要である。教育研究経費は帰属収入の 23.8%と 20%を超えているが、支出削減の努力だけでなく、教育研究環境の充実に向けて教育研究経費支出の内容を検討する必要がある。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

18歳人口は当面120万人前後で推移し、平成33年頃から再び減少に転じると予測されている。この状況を鑑み、理事会・教授会では数年来、短期大学保育科としての存続の可能性について協議を重ねてきた。その結果、短期大学保育科の定員150人を維持し、それを上回る学生数を目指して運営していくことが合意された。この方向性にそって財務上の計画を立て、必要な施設設備の改善を進めていくこととし、18歳人口減少の時期が近づけば、その後を見据えた議論を再度行なわなければならない。

専攻科についても、教授会で様々な現状の問題点を議論するなかで複数の意義が確認された。専攻科生の存在により保育科学生にも勉学する雰囲気形成されること、免許法認定公開講習や教員免許状更新講習を実施することにより卒業生また他の保育者にも頌栄で学ぶ機会を提供できること、現在の幼稚園教諭一種免許状付与に対応するレベルを維持することで今後の資格免許制度の変化に対応し得る可能性があること等である。専攻科を今後も堅持するという将来像が確認された。

保育科、専攻科共に現在の定員を維持して経営を続けるために、高校との連携を深め、入試内容の修正・広報の改善に力を注いでおり、平成23年度以降、保育科の定員充足率は104%を維持している。学納金については、消費税増税に対応させ、周辺の保育系短期大学とも比較したうえで、平成26年度入学生より在籍2年間で8万円増額することを決定した。

外部負債(借入金と未払金)は7年後には返済を完了する。修正前受金保有率は100%を超えている。帰属収支差額は4年連続黒字、黒字幅は10.4%である。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

短期大学としての将来像を議論するには、現今の教育行政の方向性について把握し明確に理解することが必要であり、教育行政の変化に対応できるよう備えている必要がある。

今後、定員充足を維持する努力を続けることにより、引当資産に繰り入れる資金的な余裕を生み出すこと、また繰越消費支出超過額を漸次減らしていくことを目指しており、収支状況をより良くするために支出の削減の努力は継続して必要である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

(a)基準Ⅳの自己点検・評価の要約を記述する。

理事長は、理事会を適切に運営しており、理事長のリーダーシップのもと理事会では学院の大きな節目である創立125周年に向けて将来構想プロジェクト委員会(その後、125周年記念プロジェクト委員会)を発足させ、様々な取組が進められた。また、教授会の提案を受けて、今後も短期大学保育科定員150名と専攻科を共に継続させる将来像や、平成25年度からの教育環境整備に関わる工事实施についても決定を行った。

短期大学においては、平成 22 年度には定員を下回る厳しい状況があったが、学長のリーダーシップのもと、入試改革等が行われ現在は定員 150 人が確保されている。また学長は、教授会を適切に運営し、平成 23 年度以降、進路支援室の設置による就職支援充実や、特別な配慮を要する学生への個別かつ組織的対応を進めている。

ガバナンスについては、毎年度の事業計画と予算が適切に決定・実施されており、資産や資金管理の運用も安全かつ適正に管理されていることから、適切に機能しているといえる。

(b)基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

理事長は、キリスト教理解に基づいた学院全体の教育活動、管理運営を推し進めているが、隅々まで徹底しているとは言い難いものもありその現実に真摯に取り組まねばならない。また、理事会運営において、今後は教授会との連携を深めることや、平成 13 年度に策定した中長期計画の見直しに早急に取り組むことが必要である。さらに、創立 125 周年を期にこれまでの歩みを振り返り、建学の精神と理念を確認しつつ、卒業生も共に頌栄に思いを寄せていただく機会とし、心新たに将来を担っていく保育者を育てたいとの思いが抱かれている。その具現化として、内容的にも充実した式典や記念誌の準備を、具体的かつ円滑に進めていくことも大きな役割として求められる。

学長は、小規模校の中心として大きな責任と中心的役割を担っているが、数年来解決に至っていない課題も多々残されている現実がある。創立者ハウ関係資料の整理・保管や、学院の規程やカリキュラムの改訂、人事計画等々、学長のリーダーシップを一層必要とする諸課題もあり、今後個々を解決するための具体的取組みが求められる。

ガバナンスの面において、学校法人及び短期大学は中・長期計画を明確に見直しておらず、早急に新たな策定の準備を進めることが必要である。

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

学校法人頌栄保育学院は平成 26 年 10 月に創立 125 年を迎える。この節目を迎えるために平成 20 年には、当面の現状と分析、学院の将来の見通しとその対応、125 年計画への指針と強調点、125 周年記念計画とその具体的推進プロジェクトの方策と委員会の設置について「頌栄保育学院 125 周年記念プロジェクト原案」が理事長により取りまとめられた。

平成 21 年 3 月には将来構想プロジェクト委員会が発足、平成 22 年 10 月までの 8 回の委員会で、①保育者養成と継続教育②情報発信とネットワーク作り③建学の精神と理念④財政と経営⑤具体的プロジェクトを検討し、理事会に答申した。平成 22 年 12 月の理事会では「経営企画委員会」「125 周年記念プロジェクト委員会」を発足させ、経営企画委員会は 6 回の委員会をもち、変化に対応できる体制の検討、頌栄をささえていく支援体制の確立、125 周年記念プロジェクト委員会は 6 回の委員会をもち、プロジェクト遂行のための基本理念、記念式典・教育環境の整備・募金についての検討を重ねた。この間「頌栄保育学院の建学の精神と理念」がとりまとめられた。平成 23 年 12 月理事会では委員会を発展解消するかたちで、新たに 125 周年を具体的に推進して

いくための「式典準備委員会」「記念誌編集委員会」の2委員会が発足した。経営企画委員会の課題はこれまでの常務会を拡大するかたちで新しい常務会構成がなされ、学院全体の諸課題を検討解決する役割が担われている。

平成24年度には、教授会で魅力ある大学にするための取組について幾度も議論され、それを受け理事会では保育行政が激しく変化する時代にあるが、今は短期大学に専念する、定員については現状のまま保育科定員150人を守り、18歳人口減少前には改めて検討することを決めた。専攻科についてはこれまで果たして来た意義役割を確認し、さらに充実させ継続することが決議された。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

創立者ハウ（A. L. Howe）が理想としたのは、キリスト教精神に基づく「幼児と大人が同じレベルでの心の触れ合い」を大切にした、愛と自由の精神を横溢させた幼児教育者・保育者の養成であった。院長は、その思想を核にする建学の精神にもとづき、学院を統率すべく努めている。しかし現実には、キリスト教理解に基づいた学院全体の教育活動、管理運営が隅々まで徹底しているとは言い難いものがあり、その現実に真摯に取り組まねばならない。また、平成25年度末は院長及び学長の交代を迎えるため、学院としても節目の時代にあるが、学院には今後も幼児教育を確かなものとして推進する役割と責任がある。現在計画・準備が進められている記念式典・記念誌編集を通し、幼稚園同窓会と卒園者、短期大学と卒業生、関連教会、関係幼稚園、関係団体、協賛企業などとの繋がりを深める機会としたい。

また具体的に直面する課題を解決していくためにも、理事長を中心とし、理事会が一丸となって理事長を支え、教授会と力を合わせ、同窓生の協力も得つつ、125周年を迎えたい。具体的な計画を推進するためにも新たな中長期計画の策定が求められる。

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与し学校法人を代表し、その業務を総理している。毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

また、理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営し、理事についても法令に基づき適切に構成されている。寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負い、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集し、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事は法令に基づき適切に構成されている。理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

理事会は理事長のもと適切に運営されており、創立125周年に向けて取り組みを進めている。時代の変化の中で小規模の短期大学として、信頼される大学として存続するためには、理事長をはじめ、理事一人ひとりの役割と責任は大きい。理事会は、これまでの歩みを振り返りつつ、次の時代への新たな展望を開いていかねばならない。ただ、理事会は、開催回数も限られたなかで膨大な議案や報告事項を抱えており、短期大学の抱える実情や実態に触れたうえで討議する余裕を十分に有しない現状もある。特に、教育環境整備といった大きな事業を進めるに際し、今後、決定機関である理事会は、現場の教職員とのコミュニケーションを図るべきとの問題提起もなされており、理事長のリーダーシップのもと改善されるべき課題である。

基準IV-B 学長のリーダーシップ

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

学長が運営全般にリーダーシップを発揮している。平成22年度入試では入学者の定員割れが起こったが、学長のリーダーシップのもと入試改革が行われ、以後入学者定員が確保されている。平成23年度から保育士養成カリキュラム改訂をおこない、資格に関わる科目だけでなく、「総合演習」等の科目を含めた検討をおこなった。平成24年度は新カリキュラムの完成年度であったが、無事に年度末を迎えることができた。また、学生就職活動と卒業生支援に対応するため、以前は学務部のもとにあった進路就職支援を平成23年度から進路支援室として新たに設置した。この新体制により、各関係先と連絡を密にし、ガイダンスを充実させ、卒業生支援を含め取り組みが拡充した。平成25年度の保育職（希望者）就職率も100%であった。

また教学面では、非常勤講師との懇談会を毎年年度末に行ない、授業に関する意見を交換し問題課題を共有している。また、頌栄独自の授業としての総合演習に、学長として力を注いだ。「人間の尊厳性」を主題にかかげ、建学の精神とも密接に関連性をもたせつつ、さらに学生の豊かな人間性の成長を目指し、必須科目として内容を充実させてきた。兵庫県立東灘高校との高大連携も継続し1年生3時間、2年生1時間計4時間の授業を担当している。

一方、種々の困難や問題を抱えながら学ぶ学生が増えており、部長会、教授会で対応を丁寧に協議している。幼稚園教諭二種免許状を有して経験を積んだ保育者に、幼稚園教諭一種免許状取得への道を与える免許法認定公開講座及び教員免許状更新講習の講習会を、継続して開催している。資格取得認定について、平成25年度はピアヘルパー30名、市民救命士小児コース154名、キャンペーンストラクター17名が認定された。さらに、短期大学に入学する学士入学者が、保育科在学中に専攻科の科目等履修により幼稚園教諭一種免許状を取得できるよう、学務課を中心に工夫をしている。

キリスト教精神による教育として、全学礼拝を週 2 回守る形を大切にしている。5 月には新入生を対象に春期研修会を実施、「人間の尊厳性」(保育科 1 年)「人は何によって生きるか」(専攻科 1 年)をテーマに 1 泊 2 日にておこなった。11 月には秋季キリスト教研修会を授業を割愛して実施「もっとも小さな者」とともにというテーマで講演を聞き、グループ協議には近隣の牧師の方々に協力を得て行った。地域への働きかけとして、童謡を歌う会(年 4 回)、パイプオルガン講座(各月 1 回)、図書館開放、クリスマスの夕べ、阪神・淡路大震災メモリアルハンドベル・コンサートを実施した。

教育環境の整備としては、平成 23 年度に教室の空調全面改修を行い、平成 24 年度には教授会からの求めに応じて施設検討委員会を発足させた。委員会内での活発な議論や提案にもとづき、工事計画が策定され、150 人収容できる大教室を含む工事の平成 25 年度実施に向けて、学長は理事会との橋渡しを務め計画を進展させた。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

保育行政の変化、建学の精神と理念の定着、教授会の運営、教育環境の改善、学生一人一人への配慮、短期大学の将来像、日々の学生に対する業務上の判断、等様々な課題がある。学長はその全てに判断を求められるが、問題は複雑でもあり全てを一時に解決することは困難である。小規模校ゆえに、各教職員に係る負担とともに、学長に係る負担も大きい。学長を支え、また役割を分担していく取組と体制の強化が必要とされている。学生個人への指導、また入学者確保のため、多くの労力と時間が注がれている。

一方で、数年来解決に至っていない課題も多々残されている現実がある。創立者ハウ関係資料の整理・保管や、学院の規程の改訂、施設整備や教職員の人的資源に関する取り組み、カリキュラム改訂、人事計画や組織編制のあり方、教員の研究環境の確保等々、個々の教職員の努力では対応不可能な面が大きく、学長のリーダーシップを一層必要とする諸課題もあり、今後対応が求められる。

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

学長は、短期大学の運営全般にわたり力を発揮している。人格が高潔で学識が優れ、大学運営に関し識見をもつ。学生からまた卒業生からの信頼も厚い。平成 23 年度には、創立 125 周年を迎えるにあたり「頌栄保育学院の建学の精神及び理念」を草稿し、取りまとめた。学長は学長選考規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。教授会は毎月(8月を除く)1回開催又、必要に応じて臨時教授会を招集し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

学長のもと乳幼児研究所、宗教部・式典、学務部、実習、進路支援、図書館、入試、広報・IT、家庭会後援会、奨学生、自己点検・FD、施設検討の各委員会が設置されており、内容は教授会に報告提案され審議が行われる。教授会では時間をかけて、各部委員会からの発議提案が検討される。議事録も整備されている。学習成果及び三つの方針(学位授与、教育課程編成・実施および入学者の受け入れ方針)について現学

長のもと取りまとめられ、教授会で共有され公表されている。教授会に先立ち部長会が行われ、教授会の議題が整えられ、直面する問題などその進め方が話しあわれ、学長を支える役割を担う。部長会はカリキュラム・配慮を必要とする学生についてもその任を担う。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

教授会の適切な運営を行うため、学長を支える組織が必要である。現在部長会が教授会に先立ち、事前に議題を整理し、直面する課題を確認している。教授会で審議する内容は多岐にわたるため、審議も相当に長時間を要している現実があるが、教授会メンバーからの提起により、議題を事前に連絡することで効率的かつ有意義に議論を進める工夫等が平成 25 年度より取り入れられた。教授会をはじめとする会議の持ち方についても、複数の問題提起が以前からなされており、今後検討していく必要がある。また、学院や短大に関わる規程、特に組織構成等については早急に整えるべきとして問題意識が学内で共有されており、学長のリーダーシップのもと今後早急に対処すべき課題である。

平成 25 年度には、大阪キリスト教短期大学との相互評価が実施された。平成 27 年度の第三者評価受審も視野に入れ、教育の質をさらに向上充実させるために、学長をはじめ各部署の長を中心に、全学的な取り組みを発展させる必要がある。

基準Ⅳ-C ガバナンス

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

監事は理事会、評議員会に出席し、学校法人の運営状況、財務の状況につき監査を行ない、意見を述べ、監査報告書を提出している。

評議員会は寄付行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として機能している。

学校法人及び短期大学は、理事会の決定する中長期計画に基づいて予算編成し、毎年度予算の執行状況は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査を受け、適正な会計処理を行って計算書類、財産目録を作成している。

学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報・財務情報を公開している。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

監事監査をより実効のあるものとするため、理事会・評議員会のみでなく、必要に応じて理事会内の委員会や常務会への出席も要請したい。また、文部科学省等が主催する監事研修会への積極的な参加をもとめたい。

平成 13 年度以降改訂していない中長期計画の新たな策定を急ぎたい。

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

監事は、平成 25 年度中、4 回の理事会および 3 回の評議員会に陪席し、学校法人の運営の状況について把握し、それぞれの会議において都度意見を述べた。さらに、年度末決算時には公認会計士の外部監査に連携し、運営状況、財務状況について意見と情報を交換した。その内容を監事監査に反映させている。

学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出し監査報告をおこなっている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

監事監査をより実効のあるものとするため、理事会・評議員会のみでなく、必要に応じて理事会内の委員会や常務会への出席も要請したい。また、文部科学省等が主催する監事研修会への積極的な参加を勧めたい。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

評議員会の構成人数は 26 名であり、理事の構成人数 12 名の 2 倍を超える人数で組織されている。評議員会は私立学校法第 42 条の規定に従い運営され、予算、事業計画他必要な事項は理事会の議決の前に評議員会の意見を聞いている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

規定に従い適切に運営されているが、出席できずに委任状によるみなし出席となる評議員も多く、出席率をあげることが課題である。

基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

現在執行している中長期計画は平成 13 年度に定められたものであり、その後の検討は加えられていない。毎年度の事業計画、財務計画は理事会、評議員会で報告、審議され承認を得て執行運営されている。

予算は各部門の意見を集約して作成され、理事会・評議員会での議決の内容は各部門に速やかに報告され、厳密かつ適切に執行されている。日常的な出納業務は経理責任者である会計課長、事務局長を経て毎月理事長に報告されている。計算書類、財産目録等は、公認会計士の監査意見を十分に反映し、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。資産及び資金の管理と運用は、学校法人会計基準に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。寄付金の募集は適正である。学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。財

産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書は短大総務部に備えて置いており、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供する準備をしている。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

中・長期計画の見直し時期が来ており、早急に新たな策定の準備を進めることが必要である。

選択的評価基準

1. 教養教育の取り組みについて

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、保育科単科の短期大学であり、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得のため2年間で97単位以上修得との厳しい状況がある。教養教育への取り組みは、教養科目の設定以外には不十分とならざるを得ない実情にあるが、建学の精神を学ぶキリスト教関連科目や総合演習において、教養教育の一端を担っていると認識している。特に総合演習においてはテーマ“人間の尊厳性”の下に、将来保育を専門職とする社会人として、出会う子ども、保護者、その家族、同僚の人間の尊厳性を守る立場に立つことを念頭に、グループ協議も多く取り入れる授業であり、教養教育の一環として全教員で担当している。また、礼拝やキリスト教関連授業は、人間としての知識教養を広めまた深める機会を提供している。

さらに、実習関連科目や進路ガイダンスでは、一般社会で求められる常識や礼儀、マナーについても常々取り上げて丁寧な指導・支援を行っている。これらも教養に含まれる要素とみれば、二年間を通じた継続的な教養教育と捉えられる。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

現状を変えて、一気に教養教育の充実を図ることは難しい。総合演習は全専任教員で担当し、将来保育を専門職とする社会人を目指す学生と教員が、それぞれの人間性を問う形での授業として意義が大きい。が、免許・資格科目としての縛りはなくなっており、今後はカリキュラム全体のなかで位置づけや内容を検討していく必要がある。

また、礼拝やキリスト教関連授業、実習関連科目や進路ガイダンス等で、二年間を通じて教養を深める機会を多く提供しているが、それらがより有機的に関連づけられ、学生自身に意識されるよう工夫も必要である。

(c)自己点検・評価を基に改善計画を記述する

総合演習については、カリキュラム委員会を中心に検討を進め、平成26年度より総合演習を廃止し、1年次「基礎演習」と2年次「頌栄学」を新たに設置することを決定した。その他、種々の取り組みの有機的な関連付けや、学生の意識づけについては、日常的な教職員間の話し合い、場合によっては教授会を通じて、具体的に意見をあげて改善に活かしていくスタンスを明確にする。

2. 職業教育の取り組みについて

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は保育科単科の短期大学であり、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにおいて、保育士資格および幼稚園教諭二種免許状の取得を勧め、豊かな人間性とより高い専門性を身につけた保育者の育成に努力している。各授業や実習に加えて、礼拝や各種の行事、進路ガイダンス等も含めて、社会人としてまた保育者としての人間性や教養、さらに専門性を育成するために行われており、本学での教育活動は全てが職業教育ともいえる。

授業外では、特に進路ガイダンスの存在が大きい。短期大学生および専攻科生の進路（就職斡旋・指導、進学・編入斡旋・指導）に関しての様々なガイダンスを展開、職業教育の一環を担っている。進路支援室の企画するガイダンスは、授業以外の形で職業教育を支え、補う性格のものである。面接対策、マナー講座、公立受験対策、履歴書および小論文・作文等の対策等、きめ細やかにプログラムを組み立てている。

専攻科（保育専攻）では学び直しの門戸も開いており、短期大学卒業後、数年間の現場経験の後学び直しの場合として専攻科を利用する者もいる。近年その数が減少して、現在では短期大学からの進学者のみであるが、専攻科はリカレントの場合とても有意義であると広報している。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

直接的に資格免許取得に関わる科目や、進路ガイダンス以外の教育活動も、全てが職業教育の一環であることは、学生に十分伝わり切れていない面もある。また、進路ガイダンスは単位化されておらず、学生のガイダンス受講の動機付けが難しい。一部、動機づけの低い学生は、受講状況や態度が悪い場合もあり、周囲への悪影響も懸念される。しかし、単位化に伴う学生への負担も懸念されるため、現状のガイダンスを通して、学生の意識が覚醒され良き学びにつながるようにと工夫が必要である。

また専攻科をリカレント教育の場合として利用する場合、働きつつ学べる体制構築には教員への負担が伴うことや、学納金等の費用等も考慮せねばならない課題である。現状では、現場から一旦退職しての学び直ししか方法のないのが現実である。

(c)自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

社会人として、特に保育者として昨今求められる資質は一層幅広くなっている。大学での職業教育も、現場の声や時代背景をふまえて柔軟に設定していく必要がある。カリキュラム委員会を中心に、教職員が大いに連携を図り、声をあげて改善を継続することが、職業教育の質向上に不可欠といえる。例えば、進路ガイダンスは職業教育の一環として非常に重要であるが、今後は他の授業や実習等との連携をより丁寧に進めることで、教育・指導の質は保持した上での効率化も具体的に検討する。

専攻科については、目下のところ学ぶ姿勢、勉強をする雰囲気のある専攻科を目指し、教育体制を強化している。教員自身が教育や研究に取り組む姿勢またその業績が、人間性・専門性の教育に直結していることを自覚し、日々の教育・研究に当たることを一層明確に確認していく。

3. 地域貢献の取り組みについて

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

図書館の一般開放は昭和 60 年から実施しており、学生数と同等の利用者数を数えている。同一敷地内にある幼稚園の親子を中心に、卒業生をはじめ、地域住民の利用が活発である。

地域社会に向けた正規授業の開放は実施していないが、各種の公開講座は長年好評を得てきた。平成 6 年には、「頌栄土曜自然観察会」（月 1 回、年約 10 回）、「童謡を歌う会」（3 か月に 1 回、年 4 回）、平成 7 年には未就園児とその親を対象に「親子で体操！」（月 1 回、年約 10 回）を開講する等、地域に開かれた大学として貢献してきた。さらに平成 12 年度から本学のパイプオルガンを使用して教会オルガニストの育成講座「頌栄教会オルガン入門講座」として、月 2 回のレッスンと月 1 回の講義、さらに 3 年後には入門講座修了者を対象に「教会オルガン研究会」を発足させ、月 2 回のレッスンと月 1 回の楽曲分析を中心にした講義を開講した。オルガンの講座と童謡を歌う会は引き続き開講し、参加者も安定しているが、自然観察会と親子で体操！は担当教員の退職により、休止している。

毎年 11 月開催の頌栄祭は、子ども向けの遊びコーナーを数多く用意した、地域の親子向けのイベントでもある。乳幼児から学童期まで、幅広い年齢の子どもたちの参加があり、本学ならではの地域との繋がりの一つである。

また部活動では、ライブラリー・アドベンチャー部が、図書館の大型絵本や自作のペープサートを用いて、地域の幼稚園・保育園での自主公演を中心に活躍している。その結果、平成 24 年度神戸市のこうべユース賞を受賞し、地域への貢献度は高く評価されている。ハンドベル・クワイヤーは、クリスマスの時期を中心に演奏会を実施する形で、地域社会に長年貢献してきた。さらに、夏季休暇中には多くの学生が、地域の保育所等へボランティアに出かける他、個人的に関心をもち障害児施設等や児童館関連でのボランティアに参加する学生もいる。

大学としては、東灘区子育てサポートネットワークの一員であり、行政や子育て関係機関・施設、NPO 等との連携を図っている。平成 23 年度からは、兵庫地域子育て支援大学間連絡協議会（HUGCafe、神戸大学中心のネットワーク）にも参加している。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

図書館の一般開放により、まさに地域に根差した図書館の姿勢を堅持したいが、職員の負担やアルバイト等の経皮的な問題もあり、人員・勤務体制は課題となっている。また本学専任教員による公開講座は、担当者の退職等により一部休止されており、多忙な教育活動のなかで新開講できるかは疑問である。各教員の自発性と専門性により開講してきた背景があるが、大学として公開講座の位置づけや実施方法を再度明確化する必要がある。

学生の部活動や個人での取り組みは、多忙な大学生活の中で活発に行われており、大学としてこれを一層促進・支援する工夫が求められる。

(c)自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

本学が、開かれた大学として地域に向けて開催している公開講座等々、頌栄保育学

頌栄短期大学

院あるいは頌栄短期大学の組織上どこに位置して開講するのか、位置づけや各々の意義、関連性を基本的な部分から議論する時期にきている。図書館の一般開放についても、継続のための具体的方策を図書館運営委員会等で練り、組織全体で議論共有していく。その他、大学として学生の地域活動を促進する他、行政等のネットワーク参加を積極的に行っていく。

自己点検・評価報告書

発行 2014年12月1日
編集 頌栄短期大学自己点検・評価委員会
発行 頌栄短期大学
〒658-0065
神戸市東灘区御影山手1丁目18-1
印刷 株式会社イズミ
三木市別所町小林 687-1